

第百八十六回国会

参議院農林水産委員会會議録第十七号

平成二十六年六月十七日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月十三日

井原 巧君

補欠選任 中泉 松司君

六月十六日

山田 太郎君

補欠選任 行田 邦子君

六月十七日

行田 邦子君

補欠選任 山田 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長 野村 哲郎君

理事 猪口 邦子君

委員 山田 俊男君

小川 勝也君

紙 智子君

金子原二郎君

古賀友二郎君

中泉 松司君

馬場 成志君

堀井 巖君

舞立 昇治君

山田 修路君

郡司 彰君

徳永 エリ君

羽田雄一郎君

柳田 稔君

平木 大作君

横山 信一君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房日本経済再生総合事務局次長

内閣府規制改革推進室次長

農林水産省消費・安全局長

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

林野庁長官

特許庁長官

環境省水・大気環境局長

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、井原巧君及び山田太郎君が委員を辞任され、その補欠として中泉松司君及び行田邦子君が選任されました。

○委員長(野村哲郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房日本経済再生総合事務局次長赤石浩一君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野村哲郎君) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田修路君 自由民主党の山田修路です。

まず、法案に先立って、農協改革等についてお伺いしたいと思います。

先週の金曜日、六月十三日に規制改革会議の報告、第二次答申が出されました。今後、実行計画として閣議決定し、実施していくことになるように思います。閣議決定前なので答えにくい点もあろうかと思いますが、本日は大きな方向性について伺いたいというふうに思います。

五月十四日に規制改革会議の農業ワーキンググループ、この報告が公表されました。この報告については、五月二十二日の本委員会でも私も質問をしたところですが、農業や農村の実態を余り踏まえていない、問題の多いものであったというふうに思っております。

先週末に公表されました規制改革会議の第二次答申においては、今お配りをしておりますけれども、与党や関係団体との調整を行ったということ、前の農業ワーキンググループの報告に比べると相当程度修正をされたものとなっております。どのような組織形態にするかについては、関係者に選択肢を示して関係者が選択できるようにする、その今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

まず、農協中央会についてでございます。資料の五十九ページの④のAから六十ページにかけて書いてありますけれども、ここでは、六十ページの真ん中辺り、適切な移行期間の後に自律的な新たな制度に移行するとして、新たな制度は農協系統組織内での検討も踏まえて結論を得ることになっております。また、全農や経済連についても、資料の六十ページの次のイですけれども、株式会社化を前向きに検討するように促すというようなことであります。

ここで大事なことは、やはり系統組織内で自分たちがどうすべきなのか十分検討し、自ら取り組むということだと思っております。国の方針を押し付けるのではなく、系統組織内での議論を尊重し、自発的、自主的に改革をしていくことを促していくということが大事だと思っておりますけれども、この基本的な姿勢についてお伺いします。

○国務大臣(林芳正君) 農協の見直しにつきましては、与党において、農業、農村の発展のために大変熱心な御議論をいただきました。まして、十日に「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」、これを取りまとめたいただいたところであります。十三日に、今お話のあった規制改革会議

からの答申が出されたところでございます。

この与党取りまとめ、また規制改革会議の答申においては、中央会制度については、現行の制度から自律的な新たな制度に移行し、新たな制度は単位農協の自立を前提とし、農協系統内での検討を踏まえて結論を得ると、こういうふうになされた。

また、全農等の株式会社化についてもお触れいただいたとおり、独禁法の適用除外に係る問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すと、いずれも事業、組織の見直しについて農協系統組織が自主的に検討すると、これが基本となっているものと考えております。

農林水産省としても、与党における取りまとめ、規制改革会議の答申を踏まえて、農林水産業・地域の活力創造プラン、これに適切な改革の方向を盛り込んだ上で検討を深めていくことになりませんが、その際、農協系統組織の考え方もよく聴取した上で適切に検討してまいりたいと考えております。

○山田修路君 今お話がありましたように、是非農協系統組織内の議論を十分踏まえて対応していただくようお願いをしたいと思います。

それからもう一つ、准組合員の事業利用についてでございます。

この報告書ですと六十一ページから六十二ページにかけてありますけれども、これ、北海道の先生方からいろいろな御質問がありました。地域によつては、生活していく上で必要なサービス提供してくれるのは農協だけだということも非常に多くあります。このような地域においては、准組合員の利用制限をむやみに課すということになりますと、住民の生活基盤を奪うおそれもあります。今後閣議決定されれば、この文章によれば、一定のルールを導入するというふう書いてありますけれども、地方の生活の実情を踏まえて、地方で生活している方々の生活基盤が維持できるような、そういった方向で対応していく必要

があると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 農協の准組合員の問題でございます。

与党の取りまとめ、それから規制改革会議の答申におきましては、この点につきまして、農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用については、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討をするといった提言がなされているところでございます。

農林水産省といたしましては、今後、与党における取りまとめ、それからこの規制改革会議の答申を踏まえて、農林水産業・地域の活力創造プランに適切な改革の方向を盛り込んだ上で検討を深めていくということになりますけれども、この准組合員の事業利用につきましては、農協は農業者の協同組織でございますので、農協の事業利用についても正組合員たる農業者が主になるのが自然な姿というふうには思っておりますが、一方で、高齢化、過疎化が進む農村において、地域住民の生活のインフラとしての役割を果たしているのも事実でございます。こういった実態も踏まえて、適切に検討してまいりたいと考えております。

○山田修路君 今お答えのように、地方にとつては、農協というのはやっぱりインフラという側面が非常にあります。その点を考慮して、農協改革についても地域住民の方が不便に感じないようには是非やっていただきたいと思っております。

それから、農業委員会の関係で少しお尋ねをしたいと思っております。

動について許可を行うなど、極めて重要な役割を担っております。その委員については、公平公正な人物が選ばれるというふうにしていく必要があると思います。今後、市町村長の選任制の具体的な内容を検討していくということになった際には、その選び方、その手続が本当に大事だと思います。公平公正な人物が選ばれたと、みんながそう思えるような仕組みをつくっていく必要があると思っております。

今後の検討課題であると思っておりますけれども、どのような方針で臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 農業委員の選任に当たつてでありますけれども、与党の改革案及び規制改革会議の答申におきましては、農業委員の選出方法につきまして、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために、選挙制度を廃止するとともに、議会の推薦やあるいは団体の推薦による選任制度も廃止をしということになっております。市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制度に変更をしようということになっております。その際、事前に地域からの推薦やあるいは公募等を行えることとされているところでございます。

先ほど大臣も農協組織の改革のところでも申し上げましたように、この与党の改革案と規制改革会議の答申を踏まえて、農林水産業・地域の活力創造プランに適切な改革の方向を盛り込んだ上で、法制化を検討する際には、農業委員が、今御指摘をいただきましたように、公平公正に選任される制度となりますようにしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○山田修路君 どうもありがとうございます。やはり農業委員さんも誇りを持って仕事をしたいという現状にあります。是非そういう人がきつちりと自信を持って仕事をできるような選任方法というのを考えていただきたいと思っております。

これは五十八ページのエに書いてあると思っております。

ここは、何というんでしょうか、都道府県の農業会議や全国農業会議所について、まるで農業委員会の自主性、主体性を阻害しているかのような記載ぶりのような気がいたします。もちろん、農業委員会の役割を見直し、それと併せて都道府県の農業会議や全国農業会議所の役割を見直すということは必要であるというふうには思いますけれども、特に私が心配をいたしますのは、指定法人化していくというような記述になっております。指定法人にするということは、指定をするまです母体となる団体がなければいけないということなんですけれども、その母体の法人をどのように形成していくのか、あるいは組織化していくのか、これは一つの課題ではないかと思っております。

やはり都道府県の農業会議あるいは全国農業会議所は財政的な基盤も脆弱ですし、そういう意味で、その母体となる法人の設立あるいは形成についてしっかりと支援をしていかないと、なかなか指定法人にするための指定ができないということになりかねないと思っておりますけれども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 農業委員会に並んで、ただいま山田委員から御指摘をいただきました農業会議におきましては、都道府県農業会議、全国農業会議所につきましては、農業委員ネットワークとしてその役割を見直し、農業委員会の連絡調整、二つ目には農業委員会の業務の効率化、質の向上に資する事業、そして三つ目に農地利用最適化の優良事例の横展開などを行う法人として都道府県、国が法律上指定する制度に移行するとされているところでもございます。

今後、農林水産省といたしましては、先ほど申し上げましたように、与党の改革案と規制改革会議の答申を踏まえて、農林水産業・地域の活力創造プランに適切な改革の方向を盛り込んだ上で、法制化を検討する際には、御指摘をいた

きました支援も含めまして、都道府県農業会議、全国農業会議所が円滑に新制度に移行できるようにしつかりと検討してまいりたいと存じております。

○山田修路君 どうもありがとうございます。

今日は、ほかにもいろいろ問題はあろうと思うんですが、農協あるいは農業委員会の関係の改革について御質問をいたしました。今質問した以外にも様々な問題があつて、今後更に具体化をしていくことになると思います。先ほど言いましたような観点も含めて、しつかりこの農林水産委員会の場でも議論をしていきたいと思っております。

それでは、時間が大分たちましたけれども、法案について御質問をしたいと思います。

この法案については、農水省を始め農林水産関係者にとっては長年のやはり課題であつたというふうに思っております。私も農林水産省に在職しておりましたときにこの地理的表示制度の検討に携わつたこともございます。

この法案については、やはり、なかなか諸外国との関係、EUあるいはアメリカとの関係で、EPA等の交渉でも問題になったり、あるいは商標との関係をどうやって整理をするかといった問題、そういった立法技術的になかなか難しい問題があるというふうに思います。農水省はこれらの問題を何とかクリアをしてこうして法律の形にしたということ、大変その点は評価をしております。

この制度を農林水産物のブランド化に大いに役立てていくべきだというふうに思っております。そのためには、この制度ができただけでは、その普及を積極的にやっていくことが必要で、さらには、国の方においても、予算ですとか組織ですとか、そういったものをしつかりとつくって農林水産物あるいは食品のブランド化を進めていくということが大事だと思ひますけれども、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 本制度の着実な定着と活

用、これを実現するために、今委員からもお話しがありましたように、この制度の十分な周知、それから不正使用への厳格な対応を通じて信頼の確保をしていくと、これが大変大事だと思っております。

制度の周知につきましては、生産者、生産者団体、そういう方々が本制度を十分に理解して活用していただくように、まず、今年度ですが、知的財産の総合的活用推進事業、これの一環として、品質管理基準の策定、マーケティングの確立等への支援を行うこととしております。また、来年度以降についても適切な支援を行えるように、概算要求に向けてしつかりと検討していきたいと、こういうふうにも思っております。また、あわせて、小売流通業者や消費者に対してこの地理的表示マークの周知を行うなど、施行に向けてしつかりと準備をしたいと思います。

不正使用への対応ですが、関連する情報を受け付けて機動的に対応を行う通報窓口、これを設けるとともに、立入検査等の現場の対応を農林水産省の地方出先機関である地方農政局、また北海道農政事務所、これが行う方向で検討しております。効率的で実効性のある体制の整備をしつかりと図つてまいりたいと思っております。

○山田修路君 是非、この法案ができただけでは、この制度が本当に地域に喜ばれるように、また、今お話がありました様々な対応が農水省あるいは国でできるように、組織あるいは予算の対応をお願いをしたいと思います。

それで、特にその中で、やはり今、商標法の地域団体商標が既に登録が資料によりますと五百五十件以上あつて、かつ農水産物や食品は二百八十八件ということになっております。地域では、地域団体商標とそれから地理的表示制度を両方活用しながら地域ブランド化を推進していくということになるのではないかと思いますけれども、その方針について、農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) 先生御指摘のとおり、既に地域団体商標制度がございます。本法案に基づくこの地理的表示保護制度は、地域団体商標制度と比較しまして、地域の特性と結び付いた一定の品質基準を満たした産品だけが表示を使用できること、さらには産品の使用が特定の団体及びその構成員に限定されないこと、さらには不正使用表示への対応を国が行うこと、こういった点が大きく異なっているというところでございます。

このため、ブランド産品の名称を地域の共有財産と位置付ける場合には地理的表示が、さらに一つの生産者団体のみが名称を独占することになじむ場合には地域団体商標制度がそれぞれ選択されることになるかと考えているところでございます。地域の実態や産品の特性を踏まえたブランド戦略に応じて利用する制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用するといった対応を取っていくことが重要ではないかと、こういうふうにも考えております。

○山田修路君 どうもありがとうございます。この地理的表示制度については、先ほど言いましたように、地域の農林水産物や食品のブランド化に非常に効果があると思っております。何年かしたら、本当にこれはいい制度だったとみんなに言われるような運用を是非お願いをしたいと思ひます。

それから、質問の最初でお話をしました農協あるいは農業委員会、系統組織の改革についても、やはり地域の実態を踏まえた、あるいは系統組織の意見を踏まえた対応を是非お願いをしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。時間が二十分と限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。私は、今回のこの特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について、改めて基本的な事柄をまずお伺いしてみたいというふうに思います。

今の質疑にもありましたですけれども、今回のこの法律案、地域の一定の品質を保持する農林水産物・食品をブランド化する、更にその価値を高めていくということで、これは地域の、特に生産者の方の期待は大変大きいと私もひしひしと感じております。また、それは消費者利益にもつながるものというふうにも期待をいたしております。

いま一度、今回のこの制度を導入することによって生産者そして消費者にどのようなメリットがあるのか、御説明いただければと思います。

○政府参考人(山下正行君) 本制度の導入に当たつてのメリットについてのお尋ねでございますけれども、品質やブランド価値など、我が国の農林水産物の強みを生かす本制度は、攻めの農林水産業の核となるものと考えているところでございます。

本制度におきまして、地域の特産品の名称を地理的表示として登録し、公的に保護することによりましてブランド価値が守られ、本来生産者が得べき利益が確保されるものと考えているところでございます。また、地理的表示は、国が不正な表示を取り締まる制度としていて、国が不正な表示の負担なく生産者が自分たちのブランド価値を低コストで保護することができ、こういったメリットもあると考えているところでございます。

また、地理的表示が常に高い品質に裏付けられたブランド価値を保護する仕組みとして機能することによりまして、品質の高い商品の選択に資することにによりまして消費者にも裨益するというふうにも考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。私も、少しこれまでの質疑あるいはこの法律を勉強する中で、本当に今お答えいただいたようなメリットを特に感じ、期待をしているところであります。

また、特に今回の場合、地理的表示がブランド化される、例えば私の地元ですと奈良県、大和何とかというものが仮に登録された場合に、これが信頼され得るブランド価値として、国内そして海外で価値あるものとして承認をされ支持をされて

いく、そのことが今後の様々な農林水産業の振興、発展にもつながるという意味で、大いに私は価値があるというふうに思っています。

それと、今までも商標制度あるいは地域団体商標制度等もございましたが、特に食品、農林水産物について、この品質というものについて今回の制度がしっかりといわゆるお墨付きを与える、このことについても私は大変評価をしたいというふうに思います。さらには、例えば従来のいわゆる商標制度ですと、登録をした人、私人等に対してその権利を保護していくということでしょうけど、今回の場合は、一つの地域ブランドが登録されたら、その生産者の方々がみなそのブランドというものを通じて品質の高いものを提供できる、すなわちその地域の皆さんがこのブランドによって生産者としての恩恵も被ることができるという意味で、私は大変この制度に期待をするわけであります。

重要なことは、この制度が本當にしっかりとした、先ほども大臣おっしゃられましたけど、信頼される制度としてきちんとワークするかどうか、これがこれから一番重要になってくるというふうに思うわけであります。登録ということを始めからといって、すぐにこれが消費者の人にもブランドとして認識されるには限らないわけであります。

特に、質問ですが、海外において、これまでも中国等で商標登録問題がありました。今回は国内法制度としての整備でありすけれども、これで、仮に海外で地理的表示が不正使用されるような場合も当然想定されるわけでありすが、特にそういった場合にどのような対応が可能なのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。本制度は、地理的表示に係る国内法制度の整備を行うものでございまして、本制度による登録を受けたとしても、直ちに他国の地理的表示保護制度の対象となるわけではございません。

地理的表示の登録を受けた産品につきましては、地理的表示のマーク、いわゆる統一マークでございすけれども、これを添付すべきとしていくわけでございますが、このマークを主要な輸出先において我々が国の真正な特産品であることが明示され、そのマークによりまして差別化が図られるというふうに考えております。

○堀井巖君 諸外国において、このマークをしっかりと商標登録していくことによつて一定の不正使用を防止していく、極めて適切なやり方ではないかというふうに今伺いをいたしました。

いずれにしても、そういったことをしっかりとやっていくことが、このブランドというものの価値を高めていくことになるというふうに思います。言い換えれば、いかにブランドというものの価値を維持し高めていくかというのは、これは、例えば企業で様々なブランド価値を持つものを生産して販売されている方、これはもう物すごくブランド価値を維持発展させるために相当な努力を払って、様々な戦略を持って、このブランドというものをしっかりと守り育ててこられたんだと思います。

これまでのEUの例でも、恐らく大臣も以前御指摘をされたと思ひますけれども、例えばチーズでも、ブリー・ド・モーとかあるいはカマンベール・ド・ノルマンディーでしょうか、こういったものも、やはりその地域の長い歴史の中で培われてきたものをしっかりとその地域の中で制度として、ブランドとして守っている。様々な総合的な取組、もちろんこの制度があつてですけれども、様々な方々の努力によつてこのブランドというものの価値が守られてきたんだというふうに思うわけでありす。

今回のこの法案を拝見するに、今回は、生産者団体自らが品質管理をする、これは一番知見を有しているという点で、この点も理解できるところであります。そして、国がその品質管理体制

をチェックしていくというふうになっているわけでありまして、国自らがしっかりとそのブランド価値を守るためにアクションを起こしていくんだという点で、私は、国の役割、責任、特にこのブランドというものを、地域ブランドを守り育てていくという意味でも極めて大きいのではないかと、いうふうに思うわけでありす。

そういった意味では、今後の六次産業化に向けての地域ブランドの確立という点では、まさに行政である農林水産省の職員の方々が、どのようにブランドというものの価値を考え、戦略的に行動するかどうかにかんして私は懸かっているんだというふうに思うわけでありす。

そのためには、これはもう地方の農政局も含めた全体としてのやはり体制づくり、そしてそこにしたら今までは余りブランドを守るために何をすべきかということについての観点から仕事をやる機会というのは余りない場合もあったのかも知れませんが、やっぱりそういったことに携わる職員の方々が、そういうものをどうすればいいんだ、価値を理解し、戦略を理解し、そして不正をしっかりと防止していくという強力な体制で行っていくのかどうかというのが私は分かれ目になつていくというふうに思うわけでありす。

特に、最初これが走り出したときに、生産者の方からすると、いや、何か自分たちのものはないとか、分からないけれども登録してもらえないとか、そういう何か声が出てきたりしてしまつと、せっかくのいい制度もうまく機能してないなと思うようになってくるわけでありまして、やっぱり公平公正、そして迅速に登録も行われ、しっかりとチェックも行われていくという、全体としての信頼が伝わってくるのが極めて私はやっぱり重要だというふうに思ひます。

特に、その観点から、農林水産省における体制づくりについて、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 今お話しいただきました

ように、このブリー・ド・モーは千年、ブリー・ド・モーから言わせると、それを持つていったカマンベールが二百年と、こういうことでございまして、私が視察にお邪魔したときも、そのレギュレーターの方がインスペクターということで立ち会つていただいて、作り方も詳細にそういう方がチェックをされておられると、こういう現場のお話を聞いてなるほどと思ひましたが、やはり今委員がおっしゃつていただいたように、この制度が着実に定着して、みんながいい制度だねと活用してもらえるようになるためには、やはりその制度に対する十分な御理解、周知徹底、それから不正使用した場合は厳格に対応されると、こういうことで制度に対する信頼の確保をすることが大事だと思つております。

周知については、やはり生産者へ申請するときにはこういうふうという助言を、支援をする。また、小売流通業者に対して、消費者に対しても地理的表示マークの周知を行うということで、施行に向けて、法案成立の暁にはしっかりと準備してまいりたいと思つております。

それから、不正使用への対応ですが、関連する情報を受け付けて、先ほど申し上げましたように、機動的に対応を行う通報窓口、これを設けるとともに、立入検査等の現場の対応、地方農政局や北海道農政事務所で行う方向で検討しております。

具体的な体制については、やはりこの制度の円滑な執行のために必要十分なものにしなければなりません。したがつて、この地方農政局等の職員が持つております表示監視に関する専門的知見、これをどうやって活用していくかと、こういう観点等に配慮しながら、効率的で実効性のある体制整備に向けて検討を進めてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

次に、この法案に関連しての質問になつてきますが、今回の、農林水産物ということ、林も入つて、林という字もあります。今回、この

私も、まさに今活用可能となっているこの森林資源をいかに活用して、そしてそこに経済的な価値をしっかりと見出して、それを通じてそこに人を、若い人たちを定着をさせていくかというの

○堀井巖君　ありがとうございます。是非とも、もうありとあらゆる知恵と施策、総動員して、川上から川下対策まで林業の成長産業化に向けた取組を行っていただきたいというふうに思います。

日本創成会議の予測で、奈良県の、また同じ村を出して恐縮ですが、川上村という江戸時代から本場にすばらしい吉野杉を守り育ててきた村がご

うのは決して木を切らないことではなくて、切つて、使つて、お金を森に戻していく、すなわち植林をして、リサイクルをすると、こういうことであるという木づかい運動をしつかりとやっていきたいと思つておりますし、また、昨今は、例えば「里山資本主義」という本が結構たくさん売れたし、それから私も大臣になって四作目でございますが、別に自分が作つたわけじゃないんですが、映画とタイアップがですね。四作目はまさに「W

○徳永エリ君 皆様、お疲れさまでございます。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。

本日は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について御質問をさせていただく前に、

十三日に出されました規制改革会議の二次答申について伺いたいと思います。

大臣、七日の日に北海道の富良野に行かれたというところであります。JAの青年部の方々と大変に熱い意見交換をしたというところであります。

その意見交換の際に、この新たな農政改革について、また農業委員会の見直しや農協改革について、また意見があったと思いますけれども、現場の農業青年たちと意見交換をしてどんな話が出たのか、また一番印象に残ったことはどんなことなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) これは政務ということでございましたが、一か月、二か月ぐらい前から予定をしております、北海道へお邪魔して、是非、青年部の方、いろんな方と膝を交えて率直な意見交換したいということで、七日、八日にかけて行つてまいりました。七日は、今お話があったように、富良野でJAの上川管内の青年協議会の皆様と意見交換を行いました。

本場に幅広い御意見、やつておられることがそれぞれ違いますので、それぞれの立場でいろんな御意見いただきましたが、当時、ちょうど農協改革、渦中でした。したがって、生産者とJAグループそれぞれ役割を果たしているということも踏まえて、やっぱり若い農業者が夢を持って農業に取り組めるような、現場の声をよく聞いて改革してほしいと、こういう声が強かったように思います。それから、TPPについても、やはり将来に向かって安心して、特に若い世代ですから、中長期的に見て営農していけるようなことにしてもらいたい、こういうような意見もいただきました。

私の方からも、まだ検討途中の状況でございます。なので、農業者のためになる農協というふうになるように与党の方で現場の声を踏まえて議論しているということですので、現場の声を踏まえたで与党の御議論を踏まえてしっかりと案を作りたいと、そのときはそういう話を、今ならこの決まったやつを御説明できるかもしれませんが、そ

の場ではそういうお話をいたしました。それから、TPPについては決議を踏まえてしっかりと交渉していきたいと、こういうお話をしたところでございます。

やはり自分の目で確かめるといいますか、自分で行つて直接お話をしますと、そのお話を字にしたときと違って、やっぱりどういう表情で話されているか、どういう口調で話されているかというのが非常によく伝わりまして、大変に有意義な意見交換ができた、こういうふうにも思っております。今後現場の声を大切にしていろんな施策に取り組んでまいりたいと思っております。

○徳永エリ君 ありがとうございます。安倍総理に聞いてほしいなと思う思いますけれども、あと、農業は高齢化しているとよく言いますけれども、恐らく、農業青年たちにお会いになつて、こんな若くて元気で意欲的な農業者がいるんだということを改めてお分りになつたんじゃないかと思ひます。

大臣は、規制改革会議の人も現場の感情をもう少し分かっていただけたと有り難いと思ひます。おっしゃつたところで、十三日にこの規制改革会議の第二次答申が出ました。この委員会でも農業委員会の見直しや農協改革については様々な指摘がありました。それらを踏まえて、この第二次答申、これを御覧になつた大臣のイメージをお聞かせいただきたいと思ひます。御感想をよろしく願ひいたします。

○国務大臣(林芳正君) やはり現場の特に青年部の皆さんとお話をしております、理屈はよく分からないけれども、言葉でうまく言えないけれども、自分たちは現場で一生懸命やっていると。この気持ちややはり現場へ行くことによつてよく伝わつた、こういうふうにも思っております。多分、私よく言ひますのは、そういう声ややはり与党の議論、議員は与野党皆さん地元に戻つて接しておられますから、与党の議論というのはそういうものが反映されるんですよ、こういうこと

をそこでも申し上げたんですが、まさに十日に、熱心に御議論いただいた結果として、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」というものを与党で取りまとめたいただきました。十三日には規制改革会議から答申が出たところであります。

これらの改革は、もういつも申し上げているところですが、特に担い手農業者から評価されて、農業が成長産業化に資する、青年部の皆さんがどんどんどん頑張つてどんどんどんもうかると、こういうふうにならなければならぬと思ひます。今後は、与党取りまとめ、規制改革会議の答申を踏まえて、農林水産・地域の活力創造プラン、これに適切な改革の方向を盛り込んでまいりたいと、こういうふうにも思ひます。

○徳永エリ君 今大臣がおっしゃつたように、農業青年たちがどんどん元気に仕事できて、所得も上がつて、産業として今既存の農業者の方々が頑張ることによつて農業が元気になつていけばいいんですが、なかなかそれについては私たちに

今、現場の声を聞いて、現場の声を聞くことがいかに大事かというお話がありましたけれども、そこで内閣府にお伺ひしたいと思ひますけれども、政府がまとめた新成長戦略の素案でも国民の生活よりも大企業の利益が優先ということはどう一層明らかになつたわけでありまして、今般の農

政改革の目的は農業の成長産業化であつて、既存の農家、農村の生産力の向上や所得の向上ではなくて、今までの農業、農村の在り方を根底から変えてしまふ、変えなければならぬ、それが新しい道を積極果敢に切り開くというのが規制改革会議の皆さんのお考えなんではないかと私は感じておりますが、その点についていかがでしょうか。○政府参考人(大川浩君) この度の規制改革会議からの答申の内容についてでございますけれども、確かに新規参入の方ですとか企業の方も含めて農業の成長産業化に資することを期待してござ

いますけれども、決して既存の農業者の方をないがしろにするということではなくて、既存の農業者の方も含めてみんなで農業を底上げして成長産業化につなげていきたいというふうな思いでお取りまとめいただいたものというふうに理解しております。

○徳永エリ君 今おっしゃつた方向に行くのであれば、だからこそ、この委員会の中でもいろんな議論をしてまいりましたけれども、みんなの不安や懸念をしっかりと受け止めてもらつて、その思いを改革の中に盛り込んでいただくということをしつかりとやっていただきたいと思います。

今月中にも新たな成長戦略を閣議決定するというところでございます。与党の手続の中で、今申し上げたように現場の声をしっかりと反映させていただきたいです。本場にこの改革の方向性が正しいのかどうか与党の皆さんは最後までしっかりと議論をしていただきたいということを心からお願ひ申し上げたいと思ひます。大臣もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

もう国会もそろそろ終わりでございますので私たちが発言する機会がありませんので、今月中にも新成長戦略が閣議決定されるということで大変心配いたしておりますので、是非ともよろしくお願ひ申し上げます。

この改革の前身ですけれども、しつこいんです。が、農業委員会についてお伺ひをしたいと思ひます。

現在の農業委員については、名誉職となつているのではないかと、兼業農家が多いのではないかと等の指摘がある。農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化するということなんですが、前回も申し上げましたけれども、名誉職の何が悪いのか、兼業農家が多いと何が問題なのか、そこを御説明ください。

○政府参考人(大川浩君) お答え申し上げます。

農林水産省さんがJAや県の出先機関などを含む広い関係者を対象に農業委員会の在り方に関するアンケートというものを実施されておられまして、その調査の結果によりまして、農業委員会の活動が低調であるというお答えをされた方々にその原因は何かというふうな問いを発しておるのをごいいますけれども、そのお答えの中に、農業委員は名誉職になっているからということとその活動が低調な原因の一つとして挙げた回答の割合が、JAや都道府県の出先機関といった農業関係団体だけでなく農業者においても極めて高い割合となっておるという事実がまずございます。ちなみに、このお答えを挙げた方の比率でございますが、農業者の方で六三・八%、JAの方で六二・一%、都道府県の出先機関で六〇・九%と、こういう数字になってございます。

それからまた、同じ質問に對しまして、農業委員には兼業農家が多いからということをお答えに挙げられた割合も、農業関係団体や農業者において総体的に高い割合となつてございます。ちなみに、数字を申し上げますと、農業者で四一・四%、農業委員会事務局が三五・七%、都道府県出先機関が三〇・四%の方がこれを理由に挙げておられるということでございます。

ということでございます。そういった実態を踏まえまして、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物を選任することができるよう、選任委員に一元化することが提言されたものではないかというふうに考えております。

また、これに伴いまして、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることも同時に提言されているところでございます。

以上でございます。

○徳永エリ君 そういうアンケートの結果があったというのには分かりますけれども、だからといって、名誉職だから悪いとか、兼業農家だから悪いということではないと思うんですね。だったら、

ちゃんとそこを改善するような方法を考えればいいわけであつて、名誉職だから、兼業農家だから、だから駄目なんだというのはおかしいと思ひますよ。

それから、市町村長は農業委員会の過半は認定農業者の中からというふうなお話を今していただきましたけれども、それだと、認定農業者とは必ずしもその地域に住んでいて、その地域で長年農業を営んでいる人ということではないというふうにも読めるんですが、そこはいかがでしようか。

○政府参考人(大川浩君) お答え申し上げます。認定農業者制度と申しますのは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農業経営を営み、又は営もうとする者が作成した農業経営改善計画を市町村が認定した場合に、当該農業者が認定農業者となる制度でございます。

市町村が認定を行う際には、農業者の作成した計画が市町村の定める基本構想に照らして適切なものであること、計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること、計画の達成される見込みが確実であること等の基準に基づき認定を行うこととされておりました。同一市町村内の農地について耕作する権利を有する農業者がこれらの要件を満たせば認定農業者として認定されるという仕組みになってございます。

今回提言されました認定農業者につきましても同様の要件であるというふうな理解してございいます。したがって、昔からいた方には限られないわけでございますけれども、しかしながら、一方で農業委員会の業務を的確に遂行する上では、地域に精通しているという要素もまた必要というふうな考えておりました。農業委員の過半を認定農業者の中から選任するということといたしましても、御懸念のような、農業委員が地域と関係の薄い認定農業者で埋まってしまうというふうな事態には必ずしもならないのではないかというふうなことを考えてございます。

○徳永エリ君 必ずしもならないかもしれないけれども、なるかもしれないわけですよ。

選任委員は農業者の創意工夫を最大限に引き出すことに優れた人、どういう人ですかというふうなこの委員会でも伺いましたら、農地法の公正な運用、それから農地の監視、改善指導などの実務に精通した者、あるいは農業者の創意工夫を最大限引き出してNPOなどほかの団体ともうまく連携していきける人で識見を有する人という御答弁でした。認定農業者以外の選任委員も特に地域との関わりのある人ではなくてもいいということですよ。

そうすると、つまり、農業委員会という名は残つても、その構成は今までと全く違う人たち、必ずしも地域の農業者の代表が農業委員に選任されるということではないという理解でよろしいのでしょうか。

○政府参考人(大川浩君) 先ほど来申し上げておりますように、その地域に以前から居住され、あるいは耕作されている方ということを要件としているわけではございませんので、農業委員に選任される方の中には確かに比較的新規の方も含まれる可能性はございます。

ただ一方で、答申におきましては、農業委員の選任に際しまして事前に地域からの推薦、公募等を行えるということも併せて提言されておりました。そういうことも併せて考えますと、先ほど申しましたように、必ずしも地域との関わりが少なからず人ばかりが選任されるというようなことにはなかなかならないのではないかというふうに考えております。

○徳永エリ君 非常に曖昧なんです。いつそのこと、はっきりした方がいいんです。はつきりした方が。ですから、はつきりと、地域に住み着いている、地域のことを熟知した農業者の代表を農業委員にするんだと、この代表制を担保するということをはつきりすればいいんです。はつきりしてほしいということをお願いしたいと思ひます。いかがですか。

○政府参考人(大川浩君) 答申におきましては、先ほど来答弁申し上げていますように、認定農業

者あるいは経営等に精通した方という要件でございまして、御理解賜りたいと思ひます。

○徳永エリ君 繰り返し申し上げますけれども、農地のことだけではなくて、もう農村のこと、農家一戸一戸のことをよく分かっている方が今まで農業委員をしていたわけですね。あらゆる相談を受けて、地域に貢献してきた方々ですから、やはり農業そして農村地域をしつかり守っていくという観点からは、農業者の代表が、地域に住み着いた農業者の代表が農業委員になるということは非常に重要ですから、選任される委員の中にそういう人がしつかりと入る仕組みを担保していただきたいということを繰り返し申し上げたいと思ひます。

そして、地域の代表で構成された農業委員会が持つ意見の公表、建議、諮問、答申の機能は、地域の農業者の声を農業の施策に反映させるためになくてはならない機能だというふうに考えます。法定化されている意見の公表、行政庁への建議が維持されなかつたら、個々の農家の声を誰かが行政に届けるのですか。農家の声を施策に反映させるために行政庁への建議は維持すべきと考えますが、いかがでしようか。

○政府参考人(大川浩君) お答え申し上げます。農業委員会につきましては、遊休農地対策や転用違反対策に重点を置きまして、これらの業務の積極的な展開を図るべく、行政庁に対する建議等の業務を農業委員会等に関する法律に基づく業務からは除外するということが提言されております。

ただ、これはあくまでも法律に基づく業務としては除外するというところでございまして、法律に基づかずに農業委員会が行政庁に対し言わば任意で意見を提出することにつきましては、これは特に法律の根拠がなくとも可能であると思われまします。それから行政庁の側から見ますと、行政庁は農業委員会のみならず幅広く農業関係者から意見の提出を求めることも可能というふうに考えておるところでございます。

○徳永エリ君 だとしたら、その法律に基づかなくする意味が分からないです。このままで全然問題ないと思うんですけれども、建議ができるのであればこのまま法定化されてもいいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府参考人(大川浩君) そこは農業委員会の御負担を幾らかでも減らす、少しでも減らすべく法律に基づく業務としては除外するという御提言をいただいたものと理解しております。

○徳永エリ君 何だかはつきりしない、自信のない御答弁ですけれども、大丈夫なんですか、それです。もしそれが正しいと思うんだしたら、堂々と答弁してください。よろしくお願いいたします。

先ほど山田委員からお話がありました、農協改革についても、私は北海道ですから北海道をひいきするわけではありせんけれども、北海道の町村では、総合事業の維持、そして准組合員の利益の適切な保護ができなければ、本場に地域のサービス、ライフライン、これに様々な影響がある、この委員会でも申し上げました。もし影響があった場合にはどう対応していくのかということが具体的に何も示されていないんです。ですから、内閣の方に来ていただいてお話を聞くと、北海道は大丈夫です、変わりませんからと言うんですけれども、なぜ大丈夫なのか、なぜ変わらないのか、全く分からないんです。ですから、まずは、しっかりとどんな影響があるのかというのを調査をしていただき、それにどう対応していくのかきちんと御説明をしていただいて、納得をさせていただきたいというふうに思います。

地域の単協もそうですけれども、信用事業と経済事業を切り離すことによって単協の活性化につながるというふうにおっしゃいますけれども、これ、やっていけないというところもたくさんあります。そこもしっかりと調査していただきたいと思ひますので、よろしく御願ひ申し上げます。今後どう対応していくのかということも非常に

に重要でありますので、是非、大臣もしっかりチェックをしていただきまして、この農政改革や規制改革会議の答申について本当に大きな不安を抱えている方がたくさんいて、もうこんなに先が見えないんだたらやめてしまおうかという、そういう動きがどんどん起きてくるという状況にもありますので、是非ともしっかりと対応していただきたいということを重ねてお願い申し上げます。続いて、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について伺います。

平成七年に我が国がWTOに加盟した際に、我が国は、WTO設立協定の附属書であるTRIP協定を批准していましたが、それから二十年たつています。随分と時間が掛かっているわけですが、なぜこんなに時間が掛かったのか、そしてなぜ今、一般の農林水産物・食品の地理的表示保護の制度を導入するための法律が提出されるに至ったのか、その経緯を御説明ください。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

地理的表示保護制度は、品質やブランド価値など、我が国の農林水産物の強みを生かすものとなることから、先生御指摘のように、大分前から十年以上前から制度導入に向けて断続的に検討を進めてきたところでございます。

この制度につきましては、我が国に新しい知的財産を創設するものであること、また商標制度など既存の法制度との調整を行う必要があること、こういうことからこれまで政府部内での成案を得ることがなかなかできなかったというところでございいます。このような状況の下、攻めの農林水産

業を展開し、農業、農村全体の所得の倍増を図る上で、我が国の農林水産物の強みである品質やブランド価値を守ることにつながる本案の取組はその一助になるというふうに考えております。

そういうことと、それから、昨年六月になされた衆議院の農林水産委員会の決議におきましても、これは輸出拡大に関する件の決議でござい

ますが、その中で全会一致でこの地理的表示の導入が求められたということ、そういう経緯もございます。

こういったことを踏まえまして、関係省庁等との間で精力的に調整を行いましてようやく法案の提出に至ったという、そういう経緯でござい

ます。○徳永エリ君 地域名と商品名から成る商標がより早い段階で商標登録を受けられるようにし、地域のブランドの育成に資するために、平成十八年四月一日に地域団体商標制度が施行され、既に地域商標という形で登録している団体も各地で現在五百件以上、そのうち農林水産物・食品が三百件近くを占めているわけです。

この地域団体商標制度と本制度との違い、また商標との整理をどうしていくのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(山下正行君) 先生御指摘のとおり、産品の名称を国が登録し、その表示等の不正使用を防止する措置を講ずる制度として、既に商標法に基づく地域団体商標制度というのは存在しているわけでございます。しかしながら、この地域団体商標制度では、商標登録の際、産品の品質基準の登録、その品質の確認までは求めておらず、言わば一定の品質基準を満たすものを保護するということ、そういった制度にはなっていないところでございます。

また、地域共有の知的財産である地域ブランド産品の適切な活用を図るためには、一定の品質基準を満たす地域内の生産者であれば誰でも地理的表示を使用可能とすることが望ましいわけでございます。表示使用可能とすることが望ましいわけでございますけれども、地域団体商標制度は登録権者のみ商標使用を認める制度でございまして、そういったものに

対応するものとなっていないという状況にござい

ます。○徳永エリ君 先生御指摘のとおり、我が国の農林水産物の強みである品質やブランド価値を守り、攻めの農林水産業を展開していくためには、地域ブランドをより強力に保護していくための制度が必要であ

る、こういう考えから本制度を導入したというものでござい

ます。○徳永エリ君 ありがとうございます。

法案の二条の中で特定農林水産物等の定義がありますが、特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること、そして品質、社会的評価その他確立した特性が生産地に主として帰せられるものであるということになっていますが、何かよく分からないんです。もう少し分かりやすく、具体的にどういふものが登録の対象になるのか、御説明いただきたいと思ひます。

それから、例えば、大臣、伊勢市の赤福餅、有名です。これは北海道の名寄市の風連地区のモチ米と北海道の大豆で実は作られているんですね。お菓子も対象になるという話でしたが、地域名称と原材料の産地が違う。それから、この原材料が輸入品であってもこの法律ではよいということのようすが、だとすれば、農林水産物の収益性や農家所得の向上という点ではちよつと問題があると思ひますけれども、この点はいかがで

しょうか。

○国務大臣(林芳正君) この特定農林水産物等の定義でござい

ますが、国際的な制度の調和の観点から踏まえて特定の生産地と結び付いた産品であるということ

を求めておりますが、農林水産物等に特性を付与する行為が定められた生産地で行われてい

れば、必ずしも全ての原材料が現地のものである必要はないということにしております。よく引き合いに出されますヨーロッパは二つあるんですね。原料から最終のところまで全部そこでや

っているのが赤だつたかな、それから一部やつているのが青というふうに、二つやつております。ですから、考え方としては、最初からこの二つでスタートするという手もあつたんですが、初めて入れますので、余り最初からやりますと混乱もしてはいけないということで、シンプルに両方を一つの制度として幅広い生産者が利用できるというふうにしたところでござい

したがって、じゃ、何が結び付きということになるのかと、こういうことですが、その地域の特別な気候、風土、土壌を活用している、その地域で育まれた品種の産品である、その地域に根差した伝統的な生産方法で生産されていると、こういうことを総合的に勘案して判断すると、こういうふうになっておりまして、具体的な内容は、法案成立の暁には、この基準を定める過程でしっかりと検討をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

したがって、先ほど申し上げましたように、原材料が現地のものである必要はないわけですが、どこかでその地域と結び付きがなければいけないと、こういうことでございます。

○徳永エリ君 それから、第四条の第一項、登録標章について伺います。

登録された特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該地理的表示が登録された特定農林水産物であることを示す登録標章を同時に付さなければならぬということなんですが、お手元に皆さんにペーパーを配らせていただきましたけれども、北海道の食品に関するマークの例、これごく一部なんです。北海道で暮らしている私も、この一番左上の北海道というマークしか知りません。全くこれ認知されていないんですよ。（発言する者あり）私知りません。こういうマークがとにかくたくさんあって、本当に消費者の皆さんにきちんと認知をしていただかないと、何が何だか分からなくて混乱してしまうんですね。

ですから、まずはインパクトのある、もうこれだというロゴマークを作成すること。そして登録を促すためにも、消費者が安心して選ぶことができるためにも、さらには制度の認知度を上げていくこと、着実に制度を定着させること。そしてそのためには、メディア等の活用も含めて積極的な取組、必要な予算、人員の配置、この制度の必要性を多くの人が認知できるように、そして農家、生産者、地域、ひいては国の利益となるように

しっかりとした制度にしていきたいと思いますが、最後に大臣のお言葉を聞きまして、結びたいと思います。

○国務大臣（林芳正君） おっしゃるとおりだと思います。この制度の趣旨の実現のためには、やっぱり消費者がこれだというふうな認識できるだけでなく、強くアピールするロゴマークというのが重要であると思っております。今度は、この法律を通していただければ、このマークを悪用すると処罰の対象になるという意味ではかなりそういうかちつとした制度になるのではないかと、こういうふうな思っております。そういうことも含めて、先ほど来申し上げておりますように、制度の周知徹底、それから不正使用があった場合にはちゃんと罰せられると、その双方でしっかりと生産者、消費者の利益につながるようになってまいりたいと思います。

○徳永エリ君 ありがとうございます。終わります。

○小川勝也君 引き続きまして、民主党の小川勝也でございます。

地理的表示を利用して攻めの農政を展開し、農村地域や農家の方々の所得を増やしていく、その理念については賛成であります。考え方の一部違うなども含めて後ほど質問させていただきますが、今日はいきなり珍しい話題から質問させていただきます。ネオニコチノイド系農薬についてお伺いをいたします。

水田、稲作の育苗などに使われているというふうな承知をしておりますが、この系農薬が生態系に大変大きな影響を及ぼしているのではないかと、そんなお話がございます。特に蜜蜂を中心とした蜂に影響が及んでいるのではないかと、ことで様々危惧しておられたり、あるいはこれは大変ゆゆしき事態だというふうな警告を発しておられる団体もあるようでございます。まずは農水省にお伺いをいたしますけれども、このネオニコチノイド系農薬はどのような形で日本列島の中でいつから使用されている農薬でしょうか。

○政府参考人（小林裕幸君） ネオニコチノイド系農薬について御説明を申し上げます。

我が国では、ネオニコチノイド系農薬というのは七つの成分が登録をされております。登録されております年次で申し上げますと、一番早いのが平成四年、それから平成七年、平成十三年、十四年、こういった時期から登録が始まっているということでございます。

それから、利用目的ですが、野菜、果樹など多種類の作物に使用ができますが、特に稲作においてカメムシの防除に主に使用されているという状況になっております。

○小川勝也君 続いて、環境省にきていただきました。私が冒頭申し上げましたように、このネオニコチノイド系農薬が使われるようになってから生態系に変化があったのではないかと、市民団体や様々なグループからの警告があるやに私は承知をしております。環境省としてはどのように把握しておられるでしょうか。

○政府参考人（小林正明君） ネオニコチノイド系農薬、これにつきましては、蜜蜂あるいは野生生物への影響がどうかと、こういうことにつきまして、欧州委員会では蜜蜂群の減少にネオニコチノイド系農薬が関与しているのではないかと、こういう懸念から一部こうした農薬の使用制限がされているというふうな承知をしております。

環境省としては、欧州と我が国ではまた今の農薬の使用状況、それから自然環境の状況も異なりますので、我が国におけるネオニコチノイド系農薬の野生生物への影響、これを実態を把握する必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

具体的には、本年度、ネオニコチノイド系農薬の普及状況や使用方法から想定される環境中の予測濃度を出します。一方で、水田環境のごく普通種でございます。特にまた環境保全を考えると重要な点とされておりますトンボなどへの毒性を調査をいたしまして、これらを見合わせた上で、トンボなどの生息に及ぼす影響がどうかと、こ

うことにつきまして検討することになっているところでございます。もし、この結果、トンボ等の野生生物の生息に深刻な影響を及ぼしている懸念があるというようなことが出てまいりますれば、これは農林水産省さんとも連携をして必要な対応を考えていきたいというふうにしていただくと、ございいます。

○小川勝也君 後に触れますけれども、私たちの国の例えば農産物を輸出頑張りたいというところでございます。なぜ高価な私たちの国の農産品を求めるかといいますと、おいしくて美しいというはあるんですけども、一番大事なものは安心というところでありますので、生態系に影響を及ぼすような農薬の使用はできれば少ない方がいいわけでありまして、そのことは後にまた触れたいというふうな思っております。

特に、ここにおられる皆さんは、多分、田んぼの生き物などというのに物すごく思い出がある方々ばかりだと思います。私もその一人ですが、生態系は大事であります。少なくとも消えた生物が少なくないわけでありまして、例示をいたしますと、蜜、ドジョウ、メダカ、ナマズ、少なくともこれらはスズメ、蜂、コオロギ、トンボ。これは一つは、いわゆる土からコンクリートに変わったという、様々な水路や排水路の施工のやり方が変わったということが一つであります。そしてもう一点は、圧倒的に農薬の影響であります。

私は、上川管内、大臣が先ほどお尋ねをいただいた上川管内北部の生まれでございます。後背地には水田がありまして、私が子供の頃は、すなわち昭和四十年代前半、私の家の座敷の窓から蜜が光って見えた、これぐらいの環境でありました。今、蜜を復活させたいということで、移植をしてまたトラブルを招いているなどという時代になっているようであります。

生物の多様性はまさに重要でありますので、ここでコオロギやトンボが、蜂がいなくなったのを

諦めずに、科学技術立国でもありますので、様々な原因を究明して、様々な生物との共生を得つつ、安心、安全の農産物を作る我が国になっていく、これは大事なことだろうというふうに思っています。

とりわけ、ネオニコチノイド系農薬について、今後、農林水産省として環境省としっかり連携をして注視、ウオッチしていただきたい。そのことについて御答弁をいただきたいと思っています。

○政府参考人(小林裕幸君) まず、一般論で申し上げまして、農薬の生態系への影響につきましては、今御指摘いただきました最新の科学的知見を踏まえて環境省において評価を行っておられます。それに基づきまして農林水産省が農薬を登録するという仕組みになっております。

現在、今お話ししたネオニコチノイド系農薬等につきましましては、環境省で残留性だとか浸透移行性、そういったものの生態系への影響について検討、調査が行われているということでございます。農林水産省としましては、環境省の調査、検討を十分踏まえて、防除効果への影響はどうか、人や生態系への影響など総合的に見て、しっかりと連携した対策を取っていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 生産性を上げるということは大事ですけれども、農薬の使用については世界で最もナパスな国を目指したいと私は思っておりますが、大臣の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(林芳正君) 今、まさに局長から答弁いたしましたように、しっかりと環境省の調査、検討を踏まえまして、この対策を検討したいと思っております。

衆議院でも同じような御指摘を、鷲尾先生だっただと思いますが、やっぱりいただいておりますので、養蜂業者の皆さんからも直接意見を聞くというところで、そういうこともしながら今検討しておるところでございますので、輸出をしていこうということを一生懸命、先ほど小川委員おっしゃっていただいたようにやっていくわけですか

ら、日本の農林水産物またその加工食品は安心、安全であるという一つの大きなブランドの価値をしっかりと守りながらやっていきたいと思っております。

○小川勝也君 しっかりとお取組をお願いしたいと思えます。

さて、本法案であります、いきなり提案理由のところから私は提起をしたいと思えます。我が国の農林水産業、農山漁村を取り巻く環境は厳しさを増しており、これを克服し、本来の活力を取り戻すために攻めの農林水産業を展開することが喫緊の課題となっております。一見何のことが文章でありますけれども、私は先日、当委員会で島根県の中山間を訪れました。厳しい中山間、それから先ほど徳永委員と大臣とのやり取りの中で、北海道農業の特性については何度も何度も大臣にお話をさせていただいております。いわゆる首都圏に売れる強い生産物、海外に輸出する農作物を作る農業ばかりではありません。でん粉の原材料となるようなバレイショ、あるいは砂糖の原材料となるようなてん菜、あるいは小麦粉になる小麦、これはすなわち一義的に競争力を持たないものを作る農業であります。ですから、攻めの農業だけで日本の農業が成り立つわけではありません。

ですから、そういう特色のあるしっかりと守っていかなければならない農業、それから、再三申し上げさせていただいて恐縮ですが、攻めがなかなか難しい中山間や条件不利地域、こういった農業にはしっかりと施策があつて、なおかつ攻めの農業であるところ、これはちょっとこだわりたいところでありますので、大臣にも御同意をいただきたいと思えます。

○国務大臣(林芳正君) 同意を申し上げますと言えは答弁終わってしまうのかというところ、そうでもないと思えますので、これは小川委員と何度もやり取りさせていただいて、車の両輪であるということをお願いしてまいりました。したがって、この産業政策と地域政策というのは、やはり両方

回っていかなければ車は先に進まないという意味で非常に地域政策は大事だと、こういうふうにも思っております。

本制度ですけれども、この制度は、一義的には今おっしゃっていただいたように攻めていこうと、ブランド化しよう、こういうことでありますが、例えば今中山間地のお話がありましたけれども、前もお話ししたかもしれませんが、魚沼産のコシヒカリというのは棚田でしかできないと、こういうところもあるわけございまして、むしろ、私の地元もそうですが、中山間地の方が平たんなところよりも地理的な特性という意味ではいろんなバリエーションがあるなど、こういうことも一方で言えるところがございます。そういうところを、逆転の発想といいますか、活用して、地理的特性ということでこの制度を御活用いただくのも一つあるのかなと。こういうふうにも思っておりますので、地域政策とこの産業政策というのは車の両輪だと、こういうふうに申し上げておりますが、どこかの地域でこちらをやったこちらはやらないということではもちろんなくて、両方、車の両輪としてしっかりと併せて中山間地域も含めた農山漁村の活性化、つなげてまいりたいと思っております。

○小川勝也君 さて、この特定の名称の届出でありますけれども、徳永委員からも指摘がありましたけれども、いまいびんとこない部分があります。例えば、諸外国で商標登録を乱発して日本の地名を、その国の中ではありますけれども、がつり登録をしたような国があります。その国は多分WTOに加盟をしていないというケースがあるんだと思えます。

今回この法律が成立をして、いわゆる特定の名称等が法律によって保護されるようになったときに、そういった部分では今までこの法律が仕上がった後ではどのような変化があると考えられるのか、教えていただきたいと思えます。

○政府参考人(山下正行君) 本法案が成立した時点には、この地理的表示の保護制度というのができ

ます。これは登録がされますと、その表示とそれから統一のマークが付けられるということになるわけですが、これはあくまでも国内の法制度でございますので、それをもって直ちに海外においてそれが効力を発するということではございません。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、この統一マークを輸出先国で商標登録することによりまして、その他のものとその輸出先国で差別化できるといことで、その点がこの法律ができると違になると思えます。

○小川勝也君 できてみなければ分からない部分もたくさんあるんだと思えますけれども。

裏話で、この法案を作るまでの間にいわゆる担当の皆さんが大変御苦労されたという話を伺っております。大変御苦労いただいた、多分この後の法案が成立する運びになるかと思えますけれども、一体どのくらいの期間でどのくらいの件数の登録が見込まれるというふうに腹積もり、皮算用しておられるのか、こっそり教えていただきたいと思えます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

この登録の申請についてでございますけれども、地域の生産者のこれは発意によるところでございまして、現段階において具体的に何件というようなことを予想することはなかなか難しいんじゃないかと思っております。

ただ、個別の案件について、その産品の特性、品質が際立っていることとか、それからその産品の名称が多くの物産展を通じて広く浸透しているとか、こういったような点があれば申請の段階でもアピールできるかと思えます。

○小川勝也君 徳永委員も私も北海道で、北海道はやはり名前そのものが相当ブランドが強くなつてきていると思ひまして、我々も、今法案でロゴマークもいただき、ブランドが強くなつて輸出促進などに期待をするものでありますけれども、例えば北海道ではどんな登録申請のイメージをお持ち

ちなのか、重ねてお伺いしたいと思います。
○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

北海道におきまして、今、農林水産物・食品で地域団体商標の登録を受けているものが二十三件ございます。こういったものが登録の申請をしてくるのかなんというふうなことを思っておるんですけれども、ただこれは、登録の申請を待つてその要件に合致するかどうかを審査しなければそれは何とも言えませんので、先ほど申し上げましたけれども、この北海道の農林水産物・食品につきましては、やはり品質、特性が際立っているとか、北海道というブランドで物産展等で広くブランドが浸透しているということもございますので、その辺をしつかりとアピールしていただければいいのかなというふうに考えております。
○小川勝也君 余り答弁になっていなかったけれどもね。

それで、輸出は、これは我々が政権だったときも一生懸命やったつもりであります。

それで、お伺いしたいんですけれども、先日も総理が当委員会にお見えいただいたときに、第一次安倍政権で米の輸出で一俵八万円で売れたと言いました。それから、この間大臣が行っていたいた上川地区の当麻町というところは北海道で最も米がおいしい場所だというふうに言われています。ある国から、当麻のお米、一俵六万円で買いたいと、こういうお話もいろいろありました。

それで、輸出のルールを調べましたら、いわゆる虫等がやっぱり国内に入ることを嫌がって、薫蒸処理して送ってくれと、こういうふう言われているんですが、調べましたら、昔も今も薫蒸施設は神奈川県にしかないんですよ。これをもっといろんなところに薫蒸施設を、民間なのか国なのか分かりますけれども、こさえて、やっぱりもつと輸出をするスタート地点を高めていかないと輸出できないんだと思いますが、この米の薫蒸施設と攻めの農業について、輸出促進についていかがお考えでしょうか。

○大臣政務官(横山信一君) お答えいたします。今、御質問で紹介していただいたとおりでございます。中国と取り決めました検査条件によりまして、指定精米工場での精米及び登録薫蒸倉庫での薫蒸を行うことが必要になっております。現在、指定精米工場は一所、神奈川県、先ほど御紹介いただいたとおりでございます。また、登録薫蒸倉庫は二か所ございます。

このため、農林水産省としましては、中国向け輸出に意欲のある米生産者が各地において継続的に米輸出に取り組むことができるように、平成二十二年からこれまでの間、二十六か所の精米工場及び三十八か所の薫蒸倉庫に対して施設の指定、登録に必要な調査について支援を行ってまいりました。しかし、しかしといいますが、中国への米の輸出ができるようになるためには、中国側の検査条件に即したものとするように確認を受ける必要があります。農林水産省からは、中国政府に対しまして検査官の派遣等を再三要請を行っているところでございますが、今のところ、まだこれに對しての具体的な対応がないという状況にございます。

○小川勝也君 総理大臣が、攻めの農業だとか輸出だとか、いわゆる大所高所からどんどん言えばいいと、これはいいんですよ。それはやっぱり、必要な施策をしつかり政府、内閣一体となつてやっていかないと、総理大臣に恥かせることになりそうです。攻めの農業だ、輸出だと言つていて、お題目だけ唱えて輸出が全然進んでいないというじゃないですか。やっぱり必要な施策を一つ一つ積み重ねていく、これが大事だと思います。

次に、これも継続の案件ですが、牛肉の輸出。日本の和牛は、これはもう世界の人が憧れるおいしさだというふうに言われています。とりわけ、私に関係した例でいいますと、ロシア、ベトナム、メキシコ、これはもう特に注目をし、話合いが進んできたというふうに言われています。ロシア

アについては、農林水産省の職員がロシアの在日大使館に、モスクワに赴任をして話を途中まで進めたところまで私は確認をしています。それから、ベトナムについては、ベトナムに輸出するけれども消費地はベトナムじゃないかもしれないと、こういう怪しい情報もありますけれども、それは知ったことじゃありません。高いお金で買ってもらえればいいわけでありまして、そういう意味でいうと、やはり高級なものでブランド化が高い付加価値のものしか売れないわけでありまして、これもいわゆる生産者にお金が入るように輸出促進することは、我々は応援をさせていただきたいと思っております。

牛肉の輸出、とりわけ私が今例示した国については、今どういような交渉状況になっているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。牛肉の輸出でございますが、平成二十二年が五百四十一トンでございましたが、平成二十五年は九百九十九トンというふうな数量になっております。

そこで、昨年八月二十九日に公表いたしました牛肉の輸出戦略におきまして、平成二十四年に五十億円であった輸出額を平成三十二年までには二百五十億円まで拡大するとの目標を設定したところでございまして、この目標を設定するためには、まず一つといたしまして、現在、牛肉の輸出が可能な国に對しての輸出を更に拡大すること、と、先生御指摘のように、現在、牛肉を輸出できないが、日本産牛肉への需要が見込まれるロシア等への検査協議を進めていくことが重要というふうに考えているところでございます。

これまで鋭意検査当局の方で協議を行ってきた結果でございますが、メキシコにつきましては、今年の二月に牛肉の輸出が解禁されたところでございまして、五月二十八日にメキシコにおきまして商談会を開催したところでございます。また、ベトナムにつきましては、本年三月に輸出が解禁されたところでございまして、この七月末にベトナムにおきまして商談会を開始する予定というふう

うに相なっているところでございます。なお、ロシアとの検査協議でございますが、現在、輸出戦略上の有望市場として優先的に取り組んでいるところでございます。早期の輸出解禁に向けて引き続き粘り強く対応することとしていただいております。

以上でございます。

○小川勝也君 今、商談会という言葉がありました。これ、輸出入は一義的には民間の取引になるうかと思っております。しかし、取引には当然リスクが付き物でありますので、リスクが余りにも大きくなってメリットが小さいと、輸出戦略も絵に描いた餅になっていくわけでありまして、交渉の途中までは、やはり政府対政府の話というのが非常に重要だと思つていられるわけでありまして。

とりわけ、相手国の水際問題、例えば関税なのか保税なのか検査なのか分かりませんが、例えは生鮮食料品を輸出をしたはいけれども、港で足止めを食うなどということがありますと大変高いリスクであります。中国に様々なものを輸出したいという方々からいろんな相談を受けるわけでありまして、一番のネックはそこにあるわけでありまして。

大変難しい交渉になろうかと思っておりますけれども、輸出の拡大を訴えるならば、一つ一つその困難な糸をほどいていくという作業が大事だと思います。特に、やはり外交のフロントに立っていただくのは我が国の外務省になろうかと思っておりますけれども、輸出促進を目指す農林水産省と担当する外務省との間でしつかりとした協議が進められているのか、そして今後どういような抱負をお持ちなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○大臣政務官(横山信一君) 農林水産物の輸出に当たりましては、輸出相手国側の食品安全、動植物検査といった専門的な条件があるわけでございます。こうしたことのために通関時にトラブルが生じることがございます。このトラブルを回避するために、我が国唯一の貿易促進機関でございますジェトロを農林水産物・食品の輸出に関する情

報窓口としてワンストップサービス化を推進することとしております。

今後は、オールジャパンの輸出促進の司令塔として輸出戦略実行委員会を設置する中で、御指摘のあった外務省や経済産業省を始め関係府省と連携しながら、輸出環境の整備などを進めることにより農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでまいります。

○小川勝也君 御努力をさせていただいていることもよく承知をいたしております。

大変多くの話題がこの委員会を取り巻いておりましてので、多くの話題というのは、先ほど来議論になっております規制改革の話、それから何となく一つ一つ大きいのはＴＰＰの話であります。しかし、実は日豪ＥＰＡの話も影響が大変心配であります。牛肉の関税が一九・五％、あるいは冷蔵、冷凍ということで御努力と工夫をいただいたのは私もよく承知をしております。

北海道の酪農家が一番心配しているわけでありまうけれども、逆に、北海道の酪農家がここ数年来楽しみにしていたのは乳製品の輸出であります。これも政府の大変重要な戦略の一つであるかと私も認識をしております。

ヨーロッパのチーズが有名なわけでありまうけれども、私たちの国でチーズがどのように口に入るようになったのか。先ほどカマンベールの話も出ましたけれども、カビやあるいはブルーチーズなどというのは大人になってから皆さん食べたはずだと思ひます。そういったように、アジア市場には、日本がチーズ文化にどう親しんできたのかという歴史が一番マッチしているわけでありまうので、日本のチーズがアジアにどんどん輸出されるようなことが私は望ましいのではないかと思ひますが、乳製品の輸出について、今後の取組について御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人佐藤一雄君 お答えいたします。乳製品の輸出に当たりましては、御指摘のように、輸出先国の消費者ニーズや流通事情等、これを踏まえて行っていくことが重要と考えておると

ころでございます。とりわけチーズにつきましては、台湾、香港、韓国といったアジア諸国を中心に輸出を行っているところでございまして、その主体はプロセスチーズでございまして、平成二十三年度、百五十トンの輸出があったわけでございますが、二十五年度はその倍の三百トンというような数量に相なっているところでございまして。他方、近年はこのプロセスチーズ以外にナチュラルチーズの輸出もプロセスチーズの輸出とともに増加しております。輸出量でございまして、二十三年度は六十三トンといったような状況に相なっているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように、こうした現地での需要をつかむために、農水省といたしましても、国別マーケティング調査や現地の輸入業者等とのマッチングの場、先ほど申し上げました商談会等でございますが、こうしたもの設置を支援しているところでございまして、こうしたことによりまして今後とも乳製品の輸出促進に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○小川勝也君 冒頭申し上げましたように、多様な農業を大事にしつつ、攻めの農業も応援をしたいというふうに思っています。しっかりと農家の所得が増えるように、政府として必要な施策を打っていただきたいと存じます。そんな中で、冒頭申し上げましたように、諸外国に輸出するに当たっては、私たちの国の農産物がいち早く見栄えが良くて、なおかつ安心、安全だということでございまして、その御努力も引き続きお願いをしたいと思ひます。

この法案が成立した暁には、適時適切な時期を決めて、当委員会でもその後の進捗、特にこの法案については登録の数だとか運用などお伺いをしなければならぬ内容だと思ひますので、そのことも議事録に残させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

本日は、議論させていただきまして特定農林水産物の名称の保護に関する法律案、この攻めの農林水産業を掲げまして日本の農林水産物の高付加価値化に取り組む上で、地理的名称を知的財産としてしっかりと登録し、また国が保護していくと、大変重要な制度であるというふうに思っております。私、今日はこの議論を開始するに当たります。この地理的表示、日本の地理的表示というのは、実は我々が思っている以上に大きなポテンシャルがあるんじゃないか、このことをまず一つ指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

卑近な例になつてしまふんですが、三年前、二〇一一年、私は仕事の関係でインドネシアのジャカルタに三か月間暮らしてまいりました。インドネシアという国は大変親日的な国でありまして、好きな外国をアンケート調査すると日本が一番最初に出てくる、日本製品の市場シェアも自動車ですとか家電ですとか様々なものが上位に並ぶ国でありまう。

この大変親日的な国で私が三か月暮らしまして、でも一番驚きましたのは、実は、ショッピングモールにありますが、食料品売場に行つたときに、総菜パン、調理パンの売場がありまして、チョコレートパンですとかあんぱんみたいなものとのかいりいろ並んでいるんですけど、そのパンの名前が、あんぱんの下にハラジュクと書いてあり、チョコレートパンの下にシンジュクと書いてありという形で、実はいろんな日本の、山手線のどろも駅名から取つたんじゃないかと思ふんですけれども、地名が書いてあるんですね。それは別に一所所ではなくて、実はいろんなところのショッピングモールへ行つても同じようなことが起こつておりまして、特に隣に説明が付いているわけでもありません。ただ、そのくらいに、神戸ビーフのように、いわゆる地名と地理的表示とこの食品がしっかりと結び付いて知れていると。これはもう当然のことなんですけれども、実は日本のその他の地名ですとか地理的表示に関しても、食

品とまだ結び付く前の段階から、例えばアニメですとかテレビドラマですとかファッションですとか、様々なものと一緒にもう既に流布をしているということがございます。

ですから、日本の大変品質の高い農林水産物と、もう既にある程度のブランドイメージですとか、こういう非常に好印象を確立している地理的表示といったものを組み合わせていくことによって更に力強い推進力になっていくんじゃないかな、このように思っております。ですから、この制度をどんどんどんどんこれから拡充をさせて、是非、まだスタートの段階ではありますけれども、にらんで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

同時に、この法案について、私が初めて御説明をお伺いしたときにまず最初に感じた印象というのは、大変分かりにくいなということと正直に思つてしまひました。これは再三、今日の議論の中でも御指摘ありますけれども、やはり商標権との関係で、どっちがどっちなんだと、二つ、何かダブルスタンダードになつてしまふんじゃないかという懸念があるのかなというふうに思っております。やはり制度は使われてこそその制度であるというふうに思っております。その中でも、いわゆる制度としての分かりやすさ、利用のしやすさというのは大変重要な要素だということに思っております。

そこで、まず最初の質問に移らせていただきます。ちょっと通告の一問目を飛ばしまして二問目からお伺いしようと思つております。制度の立て付けでありますけれども、商標権の下で、地域団体商標制度、もう既にあるわけでありまして、一つの考え方として、この既にある制度を発展させる形でそもそも一本化できなかったのか、こういった議論で農水省の中でもなかったのかどうか。

あわせて、やはり使われてこそということでありまして、結局今回は二つの制度が同時に走ることになるわけでありまうけれども、

もう既にこの商標法の下でブランドを確立している農産品、たくさんあるわけですが、この生産者から、この制度もしっかり使っていきたいんだと、このような声というのは農水省に届いているのかどうか、この二点について御確認をさせていただきます。

〔委員長退席、理事山田俊男君着席〕

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

一本化についてのお尋ねでございますけれども、商標法に基づく地域団体商標制度は、商標権という独占的、排他的権利を与える制度であります。したがって、一定の品質基準を満たす地域内の生産者であれば誰でも地理的表示を使用できるようにするというこの地理的表示保護制度の趣旨とはこれは相入れないものでございます。このため、この地理的表示の保護を地域団体商標制度を発展させる形で一本化することはなかなか難しいというふうに考えていたところでございます。

また、そのニーズについてのお尋ねでございますけれども、平成二十四年三月から八月にかけて開催いたしました地理的表示保護制度研究会におきまして生産者からのヒアリングを行った際にも、制度の創設への期待が示されたということがございます。また、全国農協中央会が平成二十五年八月にまとめた要望書におきましても知的財産対策としてこの地理的表示の導入を提言しているというところでございまして、生産者団体からの期待も高まっております。ニーズはあるというふうに認識しております。

○平木大作君 商標権との間では、なかなか一本化するのに、そもそも基本的な制度設計ですとか思想性が違うということで難しかったという今御説明をいただきました。一方で、しっかり生産者とはコミュニケーションを取って、そのニーズをしっかりと取りながら制度設計したということでありまして、今後に期待したいなというふうに思っております。

やはりこの制度、第一義的には、基本的に国内の生産者そして消費者の利益を守るためのものだというふうに理解しております。定着をさせる意味では、そういった意味でいくと、まず生産者が使っていたら、その後は、今度は手に取っていただくために消費者にもしっかりと認知していただくということで、これから様々、やるべきがたくさんまだまだあるんだなというふうに思っております。

一方で、これも先ほど来の議論の中で出てきておりますけれども、実はこういったいわゆる品質ですとか生産行程の管理、こういったところを政府としてお墨付きを付ける、これが実は効いてくるのは、世界一難しい市場と言われている日本国内でのいわゆるブランドの確立、あるいは発展ということよりも、むしろ海外に向けてやっぱりより有効なのかなというふうに思っております。

〔理事山田俊男君退席、委員長着席〕

そこで、ちょっと次にお伺いしたいんですけども、海外における日本ブランド、今現状どうなっているのか。現在、海外において、日本の地名ですとか地理的表示、これを連想させるような食品ですとか農林水産品、一体どの程度流通しているのか。これ分かるのであります。是非教えていただきたいということ、こういった日本農林水産品のブランドを守るために政府として今何か取り組んでいることがあれば教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

例えば神戸ビーフとか青森といった、こういった名称で我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗するため、海外においてこういった日本の地名を冠した産品が流通していたり、商標出願、登録しようという事例が見受けられるところでございますが、その具体的な、何といいますか、流通量とか、これについては把握していないところでございます。こういった便乗の問題に対応するために、平成

二十一年度から、地方公共団体、農林水産業関係団体、それからまた弁理士ですとか、それから弁護士等による団体を組織いたしましたして、中国、台湾等における商標出願の共同監視ですとか、それから偽装品に対する海外現地調査等の取組を行ってきているところでございます。

このような取組を通じまして、例えば韓国における長崎ちゃんぽんというふうな名称ですとか、それから中国における千葉の名称のこういった商標登録出願の動きを国内の関係者に情報提供をしてきたところでございまして、引き続き、我が国のブランド産品の名称に関する不正使用の動きをしっかりと監視してまいりたいと思っております。

○平木大作君 なかなか全体の流通量ですとか、そういったものを把握するのは難しいということでありましたけれども、是非ともこういった、いわゆるまず国内に向けた制度をスタートさせていただくわけでありまして、同時に、海外についても、今後のこともにらんでしっかりとこの取組、これ並行して今後も進めていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

御当地ブランドを確立し、また育成する上で、主に品質ですとかあるいは生産管理、こういった面から支援を行うのが本制度の趣旨であるというふうにも私も認識をしているわけであります。

ただ、一点、ちゃんと改めて強調しておかなくてはいけないのは、本制度というのは、あくまでも農林水産品の高付加価値化あるいは農山漁村の活性化にとって必要なビジネスの本来に一部分でしかなく、ブランドを活用した公正な競争のまず土俵をつくるということ、環境整備をするということとでしかなくて、ブランドの価値を確立して、そして高めるとするのは、その先にあるやはり難作業であるというふうに思っております。

私も、いろんな企業の製品開発の会議ですとかいろいろ出させていただいて、やっぱります最初に出てくるのは、ブランドにしたいと、ブランド戦略を取りたいということを必ず言われるわけで

ありまして、広告を打つですとかいろんな取組をするわけですが、結局のところ、成功する例というのはほとんどない。そもそも、ブランドというのは希少性に依存するものというのは多々あると思っております。やっぱり成功するのは難しい、そういった一面があるというふうに思っております。

そういったことを踏まえて、じゃ、このマーケティングですとかパッケージングですとか、まだまだ様々生産者がやらなきゃいけないことあるわけですが、現在、政府として、そもそもこのブランドの確立あるいは育成に対してどのような支援を行っているのか、この点について御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 地域で長年培われた特別の生産方法、気候、風土、土壌、こういった生産地域の特性で高い品質と評価を獲得するに至った地域ブランド産品、これは我が国に多く存在しておりますので、こうした産品のブランド化を国内外の市場で推進することは大変大事だと思っております。

まさに今御指摘いただいたように、この表示保護制度はそういうものを保護していくということですので、この制度だけでは、ブランドをつくっていくということだけではこれだけで足りるかというところ、そうではないというのは御指摘のとおりでありまして、まさにブランドをつくっていくための施策として、地域に埋もれたブランドの卵、こういったものを知的財産として発掘してデータベース化すると、その魅力を生かして、実需者に情報発信をする。それから、やはりノウハウを持った専門家がいらっしやいますので、こういう方を派遣する。それから、まさに今申し上げた知的財産として保護、活用する。こういったことを併せて、ブランド化に意欲のある地域の取組を支援しているところでございます。

また、この制度の導入に向けて、地域産品の品質管理基準の策定、それからマーケティングの確立等への支援も併せて行っているところでござい

まして、こういうものと併せて本制度を活用すること、国内外への市場におけるブランド化を強力に支援していきたいと思っております。

○平木大作君 このブランド化というのは、本場に正解がない取組、難作業であるというふうに思っております。

その中で、政府の中に、例えばブランド化のためのノウハウがあるということではなくて、いろんな今御紹介いただいたような、例えば専門家と生産者をつなげていくと、あるいはデータベースを提供することによってそれを活用していただく、そういった意味で、やっぱり政府がまだまだ果たしていかないといけない役割というのも大きいというふうに思いますので、是非そういった点についても今後も御支援いただきたいというふうにお願いを申し上げます。

残りの時間を使いまして、少し細かいところ、法文に則して今後の運用について若干お伺いをしたいというふうに思っております。

まず最初、これは先ほども徳永先生が御指摘をされておりました。また、衆議院の農林水産委員会でも議論されているんですけれども、私も議事録を拝見しても、やっぱりはっきりしない。第二条二項で定めております特定農林水産物の定義、もう一度お伺いしたいというふうに思っております。

まず、第一号でどうしているかと。要件として、特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること、これが具体的にどういう条件になるのか。そして、第二号の中に二つあります。品質、社会的評価その他確立した特性、この確立したというのは具体的にどういった基準で判断がされるのか。また、その特性が生産地に主として帰せられるものであることとあるわけですから、帰せられるものではないかというのを判断できるのか、この三点について御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) この地理的表示保護制度は国際的に広く認知されておまして、WT

Oの協定のTRIPS協定にも位置付けられているところがございます。

この定義についてでございますけれども、特定農林水産物等の定義につきましては、国際的な調和の観点から踏まえて、特定の生産地と結び付いた産品であるべきことを明確にする観点から、生産地についての定義を設けることとしたところでございます。

この登録の具体的な基準につきましては、施行に向けて検討を進めていくことになるわけでございますけれども、例えば糖度が高いなど、当該産品の特性や品質が同種類の他の産品と異なること、また、当該産品の特性や品質がその生産地と強く結び付いていること。さらに、その産品の名称を見て生産地や品質を思い浮かべることができるとこというようなことが大きなポイントになるかと考えております。

このうち、先生御指摘ございました産品の特性や品質とその産地との結び付きについてでございますけれども、その地域の特別な気候ですとか風土、土壌を活用しているとか、それから、その地域で育まれた品種の産品であること、さらには、その地域に根差した伝統的な生産方法で生産されていることなどを総合的に勘案することとしていくわけでございますが、その具体的な内容につきましては、登録の具体的な基準の検討の中で今後併せてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○平木大作君 ちょっとやっぱ、この答弁の中でいろいろつまびらかにするのは難しいのかなと思っております。個々についてしっかり、いわゆるどの場合当たるのか当たらないのか、これやっぱ利用していただかないと制度として本当に命が入らないことになってしまいますので、しっかりこのガイドラインで示していただきたいということをお願い申し上げます。

続きまして、第八条なんですけれども、この点について、登録の申請がなされた場合に、農林水産大臣は生産の方法も含めて、申請書類の内容を

公示することになっております。この生産の方法を開示するというのは、大変これ、場合によっては企業秘密に当たるようなものも含まれる可能性があつて、制度の利用をためらう一つの要因になつてしまう可能性はないのかなというふうに懸念をいたします。どの程度詳細な情報を明細書に記載する必要があるのかどうか、この点について現状の検討をお示しいただけますでしょうか。

ほかに質問したかったんですが、時間が来てしまいましたので、ちょっと法文読んでいて、やっぱり生産者の側からすると若干まだ分からない、分かりづらいところが他にも多々ございます。こういったところ、今御答弁いただきましたけれども、しっかりと具体的なガイドライン、まず使っていただくためにどんな要件が必要なのか、ガイドラインで明示していただきますようにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

○行田邦子君 みんなの党、行田邦子です。山田太郎議員に代わりまして今日質問の時間をいただきました、ありがとうございます。

この明細書に定めるべき農林水産物等の生産方法につきましては、その内容が規制の基準となります。これに適合しない産品に地理的表示をすることはできず、違反した場合には罰則が掛かることになるわけでございますので、本制度においては、一般の農林水産物等との区別に当たって、必要な程度に詳細な記述を求め、登録に当たってその内容をあらかじめ公示することとしているというところでございます。

せっかく農水委員会が質問の時間をいただきましたので、法案の審議、質疑の前に、関東甲信越地方におきまして二月に起きた大雪の被害について伺いたいというふうに思っております。

一方、地域ブランド産品の生産方法につきましては、門外不出のノウハウとして地域で守ってきたものでもございます。これを秘密にしておきたいという地域のニーズもあるだろうというふうに思っております。

二月の十四日の夜に、関東甲信越地方におきまして記録的な大雪に見舞われました。私が住んでおります埼玉もその地域の一つでありました。交通網や、また電気などのインフラというものの復旧も、これは予想よりも時間が掛かってしまったわけでありまして、何よりもこの地域におきましていまだになかなか復旧が思うように進んでいないのが農業でございます。特にビニールハウスでございます。

いずれにしても、明細書の原案は地域でよく話し合つて作ってもらうことになるわけでございますので、当該産品の特性と結び付く範囲で公表される必要があるものの、具体的にどこまで詳細に生産方法を公にするかは、これはやはり地域でしっかりと話し合つて決めていただくことになると考えております。

埼玉県におきましては、被災農家が一万四千八百八十四戸、埼玉県内の全体の農家の三分の一を占めています。被災して、二百二十九億円は、これ県の試算ですけれども、被害額は、これ県の試算ですけれども、被害額は、被害額と言われているんです、被害に遭ったハウス面積というものが県内ハウスの全体の三割を占めています。特に、二月の大雪に見舞われた埼玉県内の地域というのは、県北また秩父といった農業が基幹産業の一つ、重要な産業の一つである地域であります。

また、本制度の円滑かつ的確な実施を確保していく上では、地理的表示の登録基準が事前に予見できることが望ましいと考えておりますので、登録の審査に当たつてのガイドライン、これを示すことを検討しております。明細書の記載事項についてもその対象とする方向で検討してまいりたいと考えております。

今、県におきましては一生懸命まずハウスの撤去というのをやらせていただいております。おかげさまで、六月二日現在では、撤去の方は六

八・六％まで進んでいる状況であります。また、今回もハウスの撤去につきましては農水省さんにおきましても様々な御支援をいただいたことを感謝申し上げます。

ただ、再建の方がまだ、同じ六月二日現在で八・二％と、進んでいません。なぜ進まないか、この理由の大きな一つが、ハウス再建に必要な資材の確保や、また施工業者の確保が非常に困難であるといったことが挙げられています。

そこで、まず局長に伺いたいと思うんですけれども、ハウス再建のための資材や人員確保への取組についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 行田先生の御質問にお答えします。

今回の雪害によりましてハウスの再建要望の面積でございますが、現時点で把握しておりますところ約千八百ヘクタールと相なっております。この再建のために必要なパイプの量というのは約五万四千トンというふうに相なるところでございます。これは、通常の年間需要量、大体五万トンから六万トンでございますので、これと合算しまして約二倍のパイプ需要が見込まれている状況でございます。

このため、私どもといたしましては、農業用パイプメーカーに対しまして円滑供給について協力要請をしております。パイプメーカーにおきましては、三月から五月にかけましては通常年月五千トンの生産でございますが、その六割増の月八千トンの増産に取り組んでいただいているところでございます。

また、ハウスの解体、施工に必要な人材の面でございますが、確かに先生おっしゃいましたように非常に人手不足といったようなことに相なっているわけでございますが、ハウスメーカーにおきましては、他の地域の支店から再建に必要な技術者を、これを派遣していただくということ、それと、農業団体におきましては、できるだけ農家の方が自主施工を進めるといふふうなことで、この建て方をインターネットで公表するとともに、各

地においての講習会を開催しているところでございます。さらに、私どもの方では、農業関係団体や関連業界、普及員のOB等に対しまして人的協力を依頼するようなことをしております。現場におけるボランティア募集の希望をホームページで情報提供等の取組を進めているところでございまして、一部、山梨県でございますが、何人かのボランティアの皆さんがこの復旧の作業に携わっております。こういったような実例も出ています。でございますが、いづれにいたしましても、この被害状況の詳細な把握に努めるほか、パイプメーカーや建設業関係者等の皆さんと情報共有することによりまして雪害からの復旧について万全を期していきたいと、このように考えているところでございます。

○行田邦子君 埼玉という都市部のイメージが強いかもしれませんが、確かに県南は埼玉都民などと言われているけれども、そういった方がいます。けれども、今回被害に遭った県北、また秩父というのは首都圏の台所を支えているとも言えるような農産地でありますし、また、地域にとっても農業というのは産業として欠かせない、そのような地域でありますので、是非これからは様々な働きかけ、また連携、お取組、お願いしたいというふうに思います。

大臣に伺いたいと思います。

何とか意欲のある営農者が早く再建をしたいというふうな思いが強いのはあるんですけども、今このような資材不足や、また人員の確保が困難ということもありまして、今年度中の再建が難しいのではないかとという声も出てきております。是非、経営体育成支援事業の特別措置を今行っていたいただいていると思うんですけれども、これを来年度以降にも継続していただけないかなというふうな思っております。その御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 行田委員が今おっしゃっていたように、埼玉の県北と県南の違い、実は育樹祭にお邪魔したときに知事からそういう

お話を聞いて、育樹祭があったのは県北の方でございましたので、なるほど、大宮とかあの辺とは大分違うなと思わせていただきましたが。

まさに埼玉県を始めとする今度の被災地域の農業は、ハウスの被害ということから見て分かるように、ハウスに投資をされて先端的に、専門的にやっていらっしゃる方が多い。こういうことで、大変に食料の安定供給にも重要な役割を果たしていただいているということでございます。この地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けているということで早急に産地の復旧を図ること、こういう観点で、また、今お話があったように、豪雪の被害の直後はもうやめようかと、こういう声がある、私は山梨に視察行きましたけれども、やはりあって、早くこの施策を打ち出すことによりまして、ハウスは折れたんですが、心は折れないようにしなければならぬ、こう思っています。特例的な措置を集中的に講じていくこと、こういうふうにしたところでございます。

農業用ハウス等の被災施設の再建を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業、平成二十五年、それから平成二十六年予算を活用して復旧が速やかに行われるように支援していく必要があると思っております。したがって、予算のルールとして平成二十六年度末までに行うのは基本であります。今お話がありました、また、この間も現地の方からいろいろお話を聞きました。最大限努力をしていただいても、現下の資材、人員の事情等によって年度中に対応できないということも考えられるというふうに思っております。こういう場合においては、地域の事情をよく伺った上で、災害対策の性格を踏まえて適切な対応を検討したいと思っております。

○行田邦子君 この度大雪では、長瀬町で九十歳を超えるおばあさんが、こんな大雪生まれて初めてだといったような、そのような状況でありました。特にこの度大雪で壊滅的な被害を受けたビニールハウス等ですけれども、これを機に逆に、もっと更に事業を拡充していきたいといった現役

世代の声も出てきておりますので、是非これからもしっかりとしとお取組をお願いしたいと思っております。

それでは、法案の質問に入りたいと思います。地理的表示保護制度を創設するこの法案ですけれども、それと似たような制度として、平成十八年に導入された地域団体商標制度というのが商標法を根拠にあります。

まず大臣に伺いたいんですけれども、地域団体商標制度と、それからこれからつくろうとしている地理的表示保護制度のその相違点、違いは何なんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この今度つくる制度は、商標制度と比較しまして、まず、地域の特性と結び付いた一定の品質基準、これを満たした産品だけが表示を使用できること、それから、商標制度の場合はその商標を持つている人だけが表示の使用をできるということですが、このGIの方は表示の使用が特定の団体やその構成員に限定されないこと、それから不正表示への対応、これを国が行うと、こういったところが大きく商標制度と異なっていると、こういうふうな思っております。

したがって、ブランド産品の名称を地域の共有財産だと、こういうふうな位置付けていくこと、こういう場合には地理的表示がなじむわけですが、一つの生産者団体のみがもうこの名称を独占すること、こういうふうにはやっています。こういうこともないわけではないと思っております。こういうことがなじむ場合には地域団体商標制度をお選びいただくと、こういうことになるんじゃないかと考えております。

地域の実態や産品の特性を踏まえてブランド戦略をつくっていただいて、これに応じて利用する制度を選択すると、こういった対応を取っていくことが重要だと考えております。

○行田邦子君 地域で地域ブランドとして広く共有しているというふうなことは場合には地理的表示保護制度がふさわしいのではないかと、一方で、ブランドをしつかりとその商標として独立

的、排他的な権利を持つて保護していきたいという場合にはやはり商標法の地域団体商標制度がふさわしいのではないかと、それぞれその目的は違うということでありました。

そこで、局長に伺いたいんですが、この地域団体商標制度と地理的表示保護制度の両方を登録することは可能というふうになっていきますけれども、両方を登録することは可能とした理由をお聞かせいただけますでしょうか。また、その場合の商標権の内外における効力についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

地理的表示保護制度は、商標制度と別個の体系でございまして、産品の品質等の特性を公的に保証し、その名称を保護する制度でございまして。その法的効果も両者で異なるわけでございまして。で、必要に応じて双方の制度を利点を活用していただくということで、二つがブランドを保護するための制度として並列することになると考えております。

両制度の登録が併存するときの扱いでございまして、商標が先に登録されており、その後、商標権者の承諾を得るなどによりまして地理的表示登録がなされた場合には、その生産地内で正当な地理的表示を使用する者に対してはこの商標権の効力が及ばなくなることとしていたるところでございまして。一方、明細書に定められた生産地と異なる地域で生産された産品への使用のようには、地理的表示を不正に使用する者に対しては、従来どおり、商標法に基づく差止め請求等、商標権の行使が可能になるというふうにしておるところでございまして。

○行田邦子君 続けて、他の法制度との関係は何点か伺いたいと思うんですが、同じ名称で他に通常の商標権者がいる場合、普通商標権ですね、通常の商標権者が既にある場合、又は商標登録の出願中の者がいる場合、またさらには地域団体商標制度の登録者がもう既にある場合、こう

いった場合は地理的表示保護の申請は可能なのでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

地理的表示保護制度と商標の優先関係についてのお尋ねでございまして、この優先関係は原則として登録の先後関係で決することとしておりまして、地理的表示の登録の前に商標登録がなされていた場合、その登録商標と同一又は類似の地理的表示は登録できないことになります。ただし、既に商標が登録されていても、その産品の商標権者自身が申請する場合又はその商標権者から承諾を受けた場合に限り、この地理的表示の登録を受けることができるということになっております。

なお、商標登録の出願中に地理的表示の登録の申請がなされた場合は、商標の方が先に登録されると、これは原則どおり商標権者の承諾を受けなければ地理的表示の登録ができないと、こういう関係に相なっているところでございまして。

○行田邦子君 既にあるこの商標の制度と現場で混乱しないように、是非分かります、これから登録しようとしている方たちに対して説明をしていただくというふうなふうに思っております。

次の質問でございまして、農林水産物や食品を含む商品の品質や産地の表示について規定された法律というものはほかにもあります、不正競争防止法、景表法、またJAS法ですけれども、こうした法律との罰則の関係を伺いたいと思うんですが、不正表示があった場合なんですけれども、今審議をしております特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案の罰則と、それからさらに、その他の今申し上げたような法律の罰則と両方が掛かることになるんでしょうか。どのような整理になつていきますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

本法案においては、登録された地理的表示の不正使用に對しまして、まずは措置命令を發出する

こととしておりまして、その命令に違反した場合に、この法案では罰則を科すことにしております。

先生、今言及されました不正表示に関する他の法律、このうち不正競争防止法、それからJAS法なんですけれども、この両法においては、この原料原産地表示の違反行為に対する直罰規定が定められている一方、この景品表示法においては、違反行為があった場合にはその措置命令が發出され、この命令に違反した場合は罰則が科される仕組みになっております。

本法案の罰則規定とその不正表示に関する他法の罰則規定のいずれかが適用されるかについては、不正使用行為の対応がそれぞれの法律の規定に該当するかどうかで判断されるものでございまして、同一の不正使用に對して複数の罰則が併科される場合もあるということでございます。

○行田邦子君 今、他法の罰則との関係で答弁いただきましたけれども、この法案上の罰則規定なんですけれども、先ほどの御答弁にもありましたけれども、行政上の措置、それから刑罰もありませんけれども、民事上の救済手段といったものが規定されていませんけれども、なぜその民事上の救済手段といったものを規定しなかったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) 今般の地理的表示保護制度は、地域ブランド産品が地域共有の財産であることから、特定のものに権利を付与して保護する権利制度としてはなくて、登録されている産品に地理的表示を付する行為を取り締まるという行政規制による保護とする制度としていたるところでございまして。また、民法の不法行為に基づく損害賠償請求や不正競争防止法に基づく差止め請求により民事請求を行うことも引き続き可能となっております。

したが、我が国におけるこの地理的表示の不正使用に對しましては、まずは地理的表示保護法案に基づく行政規制と従来から用いられている民法や不正競争防止法の規定に基づく民事請

求の併用により排除を行っていくこととしたいと考えております。

なお、我が国においては、本法案に基づきます行政規制とそれから民事請求、これを両方を新法の設立当初から措置した事例というのは希薄でございまして、国内で不正使用が横行し生産者に著しい損害が生ずる等の特段の事情がない限り、これらを同時に一つの法律の中で措置することには法制的にはなかなか無理があるのかなというふう

に思っているところでございまして。

○行田邦子君 まずは、その新しい制度導入に当たって、行政措置とそれから刑事罰ということからスタートするというふうな理解をいたしました。

何点か他の法制度との関係について質問いたしましたけれども、既に商標登録制度があります。それから、他の法律でも幾つかの法律で原産地やまた品質の表示のこういった規律も設けられているところでもあります。是非、この制度を多くの皆さんが期待しているというふうには思っていますので、これから登録しようと思つていらっしゃる皆さんに対して分かりやすく説明をしていただきたいということを重ねてお願いを申し上げます。

それでは次に、内外における販売、売上増への効果について伺いたいと思います。

まず、大臣に伺いたいと思います。

特許庁が平成二十四年に地域団体商標制度に関する調査というものを実施してまして、この結果を公表しているんですけども、その中で、PR効果は非常にあったという評価がなされています。商品、役務のPRができたという回答が四八・三%というふうになっております。ところが、一方で、売上げが増加したとか販売単価が高まったといった評価というのは、それぞれ四・二%、二・八%と、非常に低い回答となっております。

この調査結果を見ると少し不安になってしまふんですが、これから導入しようとしている地理的表示保護制度なんですけれども、この登録によってどれだけ売上げや販売増が期待をできるんでしょうか。

か。

○国務大臣(林芳正君) この地理的表示制度は、特定農林水産物等の名称、これを生産の方法や品質等の基準と併せて登録をしまして公的に保護をするということですが、まずは消費者の選択に資するということですが、やはりブランド価値を守って、本来その品質に見合ったものとして生産者を得るべき利益を確保すると、これを目指したいと思っております。

海外の例などございますが、フランスの中東部のプレス地方の代表的な鶏肉ですが、プレス鶏というのは通常の鶏肉の価格の四倍の高値で取引をされておりまして、やはりブランドの確立が生産者に利益をもたらして、よつてもつて地域の活性化に資すると、こういうふう認識をしております。

したがって、本法案が成立した暁には、本制度の最大の特徴であります品質等の特性が公的に保証される、いわゆるお墨付きが付くと、この点を最大限にPRをするということによって消費者の理解と支持を得て、生産者の利益が確保されるように努めてまいりたいと思っております。

○行田邦子君 今大臣の御答弁にありましたように、ブランドを確立して、またその価値を高めていくためには、単にその商標を保護すればいいと、それだけでは足りないというふうに思っております。やはり一番大切なのは、そのブランドの品質をしっかりと維持をして、また守っていく、また保証するということが、これが要だというふうに思っています。その点におきまして、地理的表示保護制度というのは、しっかりと生産者団体において品質の管理をし、また維持をし、またそれを国が保証するという制度でありますので、この点が非常に期待がされているところかなというふうに思っております。

次に、局長に伺いたいんですけども、海外での売上げ、販売増についてなんですけれども、この地理的表示保護制度は農林水産物や食品の輸出促進に効果をもたらすというふうに期待をされて

いるわけでありましてけれども、これはあくまでも国内法にすぎません。国内において登録をされた農林水産物・食品が保護されるということでありまして。これを諸外国で保護するためには、やはりその国の制度に登録したり、また商標権を得たりする必要があるというふうに私は思っているんですけれども、この地理的表示保護制度が農林水産物・食品の輸出振興に直接与える影響はどのようなものなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、この制度は、国内法の制度を整備するものでございまして、直ちにこれが他国で保護されるというわけではございません。このため、諸外国で我が国の地理的表示産品を保護するためには、それぞれの国の地理的表示制度でありますとか、それから商標制度でありますとか、そういった諸外国の制度を活用して登録をなしていただくということが必要だと思っております。

ただ、今回の地理的表示保護の制度で登録を受けた産品につきましては、地理的表示が、これが国で登録しているものだという、そういう標準、いわゆるGIマークと呼んでもいいと思いますけれども、そういったマークを添付すべきということにしておりまして、このマークを主要な輸出先国で商標登録することによりまして、輸出先国において我が国の真正な特産品であるという、そういうことが明示されまして、それによりまして差別化が図られるということで、輸出先国においてもそういう意味で輸出促進の一助となるのかなというふうに考えております。

○行田邦子君 先ほどからの質疑でもありましたけれども、市場にはありとあらゆるマークというものがあるのかもしれませんが、このマークは何を意味するのかよく分からないといったものもたくさんあるのが現実であります。それを海外で日本のGIマークというものを浸透させるというのはこれ

は大変なことだというふうに私は思っておりますけれども、せっかくこの制度を導入されるわけですので、これを機に農林水産物、また日本の食品の輸出振興というの、この制度だけではなく様々な手段を講じて振興を図っていただきたいというふうに思っております。

そこで、大臣に伺いたいんですけども、諸外国におきまして食品の模倣品の被害というのが増えています。今年、平成二十六年三月に特許庁が発表した模倣被害調査報告書のこの報告書を見ても、模倣被害率は二一％と全体で微減してございますけれども、食品が増加傾向にあるということとあります。特に中国、韓国、台湾で被害率が高くなっています。高水準にあるというような結果になっておりますけれども。

事業者によつての模倣品の被害対策というのは様々行われていると思いますけれども、特に農林水産物や食品というのは中小の業者が多いというふうに思います。なかなか事業者単独では被害対策というのは十分に行えないという状況でもあると思っております。政府としての取組についてお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 我が国の農林水産物・食品の高い評価、これに便乗するために、神戸ビーフとか青森とか、こういう海外において日本の地名を冠した産品を流通させたり、商標出願、登録しようとする事例が相次いでおるということでございまして。裏を返せば、それだけ消費者にとつて日本の地名とかそういうものが魅力になってきていると、こういうことの裏返しでもあるので、しっかりと取り締まりながら展開をしていかなきゃいけないと思っております。

例えば、青森というのは、平成十四年に中国企業が中国で商標登録を申請して、パブコメみたいなものを翌年やって、青森県等が異議を申し立てて、二十年三月に異議は認められて登録できなかった。それで一件落着かと思つたら、今度は青森の森のところを、木が三つで森と書きますが、木を水に変えて、水を三つやって、ぱつと見

るとほとんど見分けは付きません。そういう漢字が中国にあるそうで、チンミヤオと読むそうなんです。それがまた十七年七月に商標登録申請で一月に公告、で、青森県とリンゴ関係団体で異議申立てて異議が認められたと、こういうこととございまして。

したがって、このパブコメをやつて公告しているときによく見ておかないと、誰も文句言わなきゃ通っちゃっている、こういうことが起こると。こういうことでありますので、今まさにおっしゃっていただいたように、中小企業や生産者お一人お一人がそれはなかなかやれないと思ひまして、平成二十一年度から地方公共団体、農林水産業関係団体、弁理士、弁護士等によるコンソーシアムを組織をいたしまして、特に中国、台湾等における商標出願の共同監視、偽装品に対する海外現地調査等の取組、こういう取組を行つて、先ほどのような例を、実績を上げていくということとでございます。

韓国において長崎ちゃんぽんというのが出てきたりとか、中国では、青森に続いて、千葉も葉の字を少し向こうの簡単な字に変えたり、こういうことも出てきておりますので、こういうものも国内の関係者に情報提供をしてきておるところでございます。引き続きこういう我が国のブランド産品の名称に関する不正使用の動きをしっかりと監視してまいりたいと思っております。

○行田邦子君 一義的には事業者が自ら努力をして様々な対策を打つべきであらうかと思ひますけれども、なかなか今大臣の御答弁の中にあつたような、非常にその模倣や不正表示も巧妙になってきているわけでありまして、ここは、事業者だけでは、やはり政府としても引き続き共同監視など、お取組を強化していただきたいというふうに思っております。

それでは、残る時間でこの地理的表示保護制度の、ちょっと細かい、詳細について確認をしたいと思っております。まず、二条の二項で定義されていますけれども

も、特定の場所、地域又は国を生産地とするものであることというふうになっていますが、この特定の地域の限定の仕方について伺いたいと思います。

この特定の地域というのは、その名称があるその行政区分にかつちりはまっていなければいけないのかといった趣旨の質問なんですけれども、例えばなんですけれども、私が住んでおります埼玉県には狭山茶というお茶の有名なブランドがあります。色は静岡、香りは宇治、味は狭山でとどめを刺すというような有名なブランドなんですけれども、ところが、この実際の狭山茶の産地は、七割が入間市です。残りが、二割が狭山市、それから一割が所沢市というような構成になっています、ブランドを形成しています。

例えば、このような狭山茶の場合は、特定の地域の限定というのを、どのように登録上、申請上すればよいのでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

生産地の範囲でございますけれども、これにつきましては、その農林水産物・食品との結び付きに応じて、最も従来からの適切な範囲がおのずから決定されるべきものであると考えております。具体的には、生産の実態に応じまして、都道府県単位又は市町村単位又はそれ以下の単位を選定することになると見込んでおりますが、その結果、生産地の一部がその名称に付いている地名の行政区画と一致しない場合も、当然これは生産の実態に応じましてあり得ると考えているところでございます。

○行田邦子君 狭山茶だけじゃなくて、恐らく関
アジ、関サバとか、稲庭うどんなんかもこのよう
なケースではないかなというふうに思っております。

そこで、もう一つ質問したいんですけれども、この狭山茶だけではないと思うんですけども、お茶でよくあることなんですが、ブレンドをする場合があります。主な割合としてはその産地の茶

葉ですけれども、そこに別の産地の茶葉をブレンドすることがあります。こうした場合についてなんですけど、二条二項では、特定の場所、地域又は国を生産地とするものであることというふうになっていますけれども、このようなブレンドをするような場合というのは、産地の含有率が一定以上高ければこれは認められるんじゃないか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

この地理的表示として登録されるためには、登録される商品の特性と加工地との結び付きを判断しまして、その商品の生産過程において、特性が生まれるのがその加工地に由来するものであるかということによって判断することになります。

原料の調達度合いについてでございますけれども、このブランドも本制度上は加工に該当することから、ある地域に結び付いた伝統的な特色のある加工方法に由来して独特の品質等が生まれるのであれば、原料が一〇〇%その地域で生産されていなくても地理的表示として登録される可能性がございます。いずれにしましても、明細書にどのような形で記載されるのかということによると思います。

以上です。

○行田邦子君 この二条二項の生産地というところの意味するところは、原産地ということだけではなく、またその加工地ということも含まれるのであろうというふうに理解をいたしました。

続けて、またちよつと細かい質問をさせていた
だきたいんですけれども、例えばなんですけれど
も、埼玉の例ばかりで恐縮なんですけれども、深
谷ネギというのがありまして、これも有名なブラ
ンドなんです、深谷ネギ煎餅というのとか深
谷ネギみそというのも実際にあるんですけれど
も、こういったものの登録は可能なんでしょ
うか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

加工品につきましても、ある地域に結び付いた伝統的な特色ある加工方法に由来してその加工品に独特の品質が生まれるのであれば、地理的表示として登録される可能性があります。

なお、名称がこの地理的表示として登録された
 産品、例えば先ほどの深谷ネギとかでございます
 が、これについて、その加工品、例えば深谷ネギ
 煎餅とか、こういったものに地理的表示を付する
 ことは可能でございます、その場合でもその加
 工品の名称そのものが地理的表示として認められ
 るわけではございません。

いずれにしても、最初、冒頭申し上げましたように、加工品であつても、それは地理的表示として登録されることは可能でございます。

○行田邦子君 加工品であっても、品質や社会的評価がその土地に由来するものであれば可能であるということだと思います。

こうした例を挙げると切りがないので、もうこの辺にしておきたいと思いますが、最後の質問にさせていただきます。

この制度上、生産者団体が登録申請をすることになっていきますけれども、その生産者団体に加入をしていない生産者の扱いをどうするのかについて伺いたいと思うんです。

例えば、済みません。また埼玉で恐縮なんですけど、東北部の方では有名な梨の産地があるんですけど、そこで個人で非常に良い梨を作っているんですが、団体に入っていないといった方があります。ただ、その農家というのは非常にそ

の地域の梨のブランド性を上げていたりもするといったケースもあるんですけども、生産者団体に加入していない生産者が地理的表示を使ってよいのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

本制度では、生産業者は加入する生産者団体の

生産行程管理を受けることを前提に地理的表示とマークを使用することができる仕組みとしている

とところでございます。したがいまして、登録時に生産者団体に加入していない生産者であっても、事後的にこの生産者団体に加入するか、生産行程管理を行う能力を有する生産者団体を新たに立ち上げ追加的に登録を受けることによりまして、その基準に従って生産された産品については地理的表示をすることができ、こういうふうな仕組みにしているとございます。

○行田邦子君　是非、その産地ブランド、地域ブランドの価値を高めるような生産者に対しては、できるだけこの地理的表示を使えるように、そのような制度運用をしていただきたいと思っています。

この制度が地域ブランドの確立に貢献すること
を期待を申し上げまして、質問を終わらせていた
だきます。

ありがとうございます。

○儀間光男君 日本維新の会・結いの党の儀間光男でございます。

今日は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について、少しくお尋ねをしたいと思います。

大臣、大臣は、我が国の農業、農村の生産現場を取り巻く状況が厳しさを増す中で一昨年の十二月に農林水産大臣に就任されました。それ以来、攻めの農林水産業をキヤッチフレーズに、まさに改革革新、中国風じゃないんですが、に向け推進してきたと、あらゆる施策を検討し実施してきたものと理解しております。

我が国の農林水産物あるいは食品は、世界の消費者、企業を引き付ける高品質なものであります。皆さんがおっしゃったとおりであります。また、世界を引き付ける農林水産物・食品は、その地域の人々や気候、あるいは風土、文化に育まれながら日本各地に数多く存在してまいっております。

このような我が国の高品質な地域ブランド製品を促進していくためには、世界の市場に日本の優れた地域ブランド製品が輸出をされ優良な評価を

受けることにより、その生産者の利益の向上が図られるものとも理解をいたしております。

そのために、まずは国内においてこれらの高品質な地域ブランド製品の価値の維持あるいは向上が図られるよう、そのための環境整備を行うことが必要だと思っております。また、農業、農村の活性化を図っていくためには、これら農山漁村に存在する高品質な地域ブランド産品を保護し、そのブランド価値の維持向上の取組を一層進めることが肝要かとも思います。

このような状況の下で、今国会には、長年培われてまいりました特別な生産方法などにより高い品質と評価を獲得するに至った地域の特産品について、その名称を地域共有の知的財産として保護する新しい制度として本法が提出されたとも認識します。

まず、お尋ねするんですが、この法律案の名称において特定農林水産物等という表現が用いられておりますが、例えば、私の地元である沖縄県では、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候を生かした農業生産が行われております。品目別に生産額を見てみますというところ、まず肉用牛、豚、それから花卉、花卉の場合は菊でございますが、サトウキビ。菊の場合は全国で二位の産地になっておいて九十億円売り上げておるのが二十三年度の統計で読み取れます。花卉生産は重要な産業となっております。

そこで、お尋ねですけれど、本法律案の対象となる農林水産物とは具体的にどのようなものを想定しているのか、法律案では食用となる農林水産物のみを対象としているのか、それとも花卉や園芸作物のような非食用の農林水産物も対象になっているのかを伺いたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。本法案で保護の対象となります農林水産物等の範囲は、酒類及び医薬品等を除く農林水産物及び食品となっております。このうち食用に供されない農林水産物及びその加工品につ

きましては、政令で指定することによりまして本法案の対象にすることができるということとしておるところでございます。

今後、国内におけるブランド化の取組の進展状況等を踏まえて、適切な品目を政令指定していきたいと思っております。

○儀間光男君 例えば、沖縄はああいいう気候、地域で、自然の中で、その薬草を使った、あるいは深海ザメやシジミやスッポンやそういうものを使ったサプリメントや清涼飲料水などなどがあるんですけれど、それは対象になるのか外なのか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。先生おっしゃいましたサメとかシジミ、これを使った、要するにサプリメントの原料ですね、これは農林水産物等として本制度の対象となり得ます。

ただし、先生おっしゃいました薬草についてでございますけれども、これは医薬品等としての薬草は、先ほどもちょっと触れましたけれども、本制度の対象外ということで取り扱わせていただいております。

○儀間光男君 薬草を登録じゃなしに、何ですかね、健康食品のサプリメントとしてされたときは、原料が薬草でもどうなんでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) なかなか、非常にちょっと難しいところでございますけれども、加工方法によってこれがサプリメントにどのようなものかというところによるところが大きいと思います。いわゆるこれが医薬品ということでありまして、これはこの法律の第二条で除かれておりますので、今後、先生がおっしゃいました薬草でそれがサプリメントというのはちょっとよく検討したいと思っております。

○儀間光男君 是非検討していただいて、沖縄の薬草農業がこの法律に加護されますように是非検討していただきたいと思っております。

先ほども申し上げてまいりましたが、我が国の

農山漁村は、世界を本場に引き付ける高品質な農林水産物・食品が数多く存在をいたしております。農山漁村の現場を元気にするには、これらの産品について本法律に基づく地理的表示保護制度を活用し取組を進めることがその一助にもなると思えます。そして、地理的表示の仕組みに乗るためには、国に申請を行い登録をする必要が生じてまいります。

まず、その申請について伺いたいと思えますが、さきに質問された委員の先生方のお話もたくさん聞いておつてかおさるところもあるんですが、どうぞ飽きないで御答弁をいただきたいと思

います。本制度登録の申請を行うことのできる申請主体としては、どのような団体、どのような個人を想定しているか。あるいは、農業生産の現場では農協が生産者団体として一定の役割を占めておりますが、同法案に対しては農協団体などの意見の調整は十二分にされたのかどうか。なぜなら、過日、島根県の出雲へ行ったときに、ゲタとナラシをやったんですが、説明では十分調整したという話を聞いたんですけど、公聴会では多くの方々が不満を示したわけですよ。苦情がたくさんあったということ等からすると、やっぱりこの法律も生産者との整合性をきちっとやっていかなければならないと思っております。

ところで、ここは、農協の申請に当たっては農協はどのような役割を演じるのか、あるいは市町村の関わりはどうなっていくのか、都道府県も含めて地方公共団体の関わりはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。本制度におきましては、地域の生産者や加工業者を直接又は間接の構成員とする団体を申請主体となる生産者団体として位置付けているところがございます。例えば、生産者により組織される農業協同組合は生産者団体として本制度の申請主体となり得るところでございます。また、地方公共

団体につきましては、農協や商工会などと一緒になって地域ブランド協議会のような組織を形成することによりまして、本制度の申請主体となり得るというふうに考えております。

生産者からの意見、生産者との調整というお話でございますが、本制度の創設を検討するために平成二十四年三月から八月までの間に開催いたしました地理的表示保護制度研究会の際の生産者からのヒアリングにおいては、制度の創設への期待が示されたほか、全国農業協同組合中央会の平成二十五年八月にまとめた要望書において、知的財産対策として地理的表示の導入を提言しているところがございます。こうした生産者団体の意見も踏まえて制度を検討してきたところでございます。

やはりこの制度をまだ十分に、これ結構難しい制度でございますので、この制度を十分に御理解いただけないという、生産者団体につきましてもそういうふうな気がしますので、これはまさに、この制度というのはこんなにもいいものだというものをこれから一生懸命、各地の説明会におきましてPR、アピールしていきたいと思っております。

○儀間光男君 これも、先ほどから質問が出て、答弁もされておつて理解もしたんでありますが、やはり少し言い方を換えると答え方は違うのかなと思ったりいたしております、重ねて聞いてまいります。

これは、地域で育まれた伝統と特性を有した農林水産物・食品のうち、品質の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されるものを知的財産として、保護制度が今まではなかったということですが、一方で、これも出ましたけれど、商品の名称を保護するに当たっては経産省の商標制度などがあるわけでありまして、この辺との調整はこれいかにということと、地名付きの名称を保護する制度として、これも先ほど指摘されましたけれど、平成十八年四月から地域団体商標制度が導入をされております。

す、発効されております。

今回、地理的表示保護制度が創設されることによって、生産現場がこの二つの制度から大いに混乱することが予想される。したがって、地理的表示保護制度と商標制度との違いを明確にし、指導していく必要があると思います。そこで、地理的表示保護制度と商標制度との間にどのような違いがあるのかをいま一度説明していただきたいと思っています。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

先生がおっしゃいましたように、特許庁との、商標制度との調整というのが図られた結果、今回、この法案を提出することになったわけでございます。

本制度は、商標制度と比較いたしまして、地域の特性と結び付いた一定の品質基準を満たした産品だけが表示を使用できること、それから表示の使用が特定の団体及びその構成員に限定されないこと、さらに不正表示への対応を国が行うことといった点が異なっているところでございます。このため、そのブランド産品の名称を地域の共有財産と位置付ける場合はこの地理的表示制度が、また、一つの生産者団体のみが名称を独占することになじむ場合は地域団体商標制度がそれぞれ選択されることになるだろうと、このように考えております。

地域の実態やその産品の特性を踏まえたブランド戦略に応じて利用する制度を選択して、又は両者を組み合わせて利用するといった、こういった対応がこれから生まれてくるのかなというふうに考えております。

○儀間光男君 平成十八年に導入された地域団体商標の登録によって、農林水産物あるいは食品は約三百件ほどあると伺っておりますが、それだけに、今お答えいただいたように、地域にしっかりと説明していかないという、大混乱を来すという以外にもないかと思いませんか。

例えば、また沖縄県言いますけれども、沖縄黒

糖などという地域団体商標を取得している産品があります。既に地域団体商標を取得している産品がどのような取扱いを受けるのか、関心事であります。既に商標や地域団体商標に登録された産品は地理的表示保護制度に登録できるのかどうかを伺いたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

この地理的表示と商標の優先関係でございますけれども、原則として登録の先後関係で決することとしております。地理的表示の登録の前に商標登録がなされている場合は、その登録商標と同一又は類似の地理的表示は登録できないということになります。

ただし、商標が登録されていても、例外として、その産品の商標権者自身が地理的表示保護申請をする場合、また、その商標権者から承諾を受けた場合、こういった場合に限りまして地理的表示の登録を受けることができるということとしております。このため、例えば既に地域団体商標の登録を受けている農協等の団体がブランド価値をより強力に保護するため、併せて地理的表示の登録を受けるといふようなことも可能でございます。

○儀間光男君 例えば本法律、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案は、いわゆる国際パテントですね。そうですね。世界に通告して国際パテントになるはずなんです、E.Uや東アジア等にある。

この国内の商標というのは国内のものであつて、例えば、先ほど大臣から説明があつたんですが、青森とか千葉とかということで模倣物が作られるんですが、これは国内の商標で、国際パテントじゃないことからそういうことになると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) 今回の地理的表示保護制度で登録をされたとしても、これは国内では登録されるわけですが、それが直ちに海外でこれが登録されたとか保護されるということには

は相なりませんが、海外で保護されるためには、海外の地理的表示制度なり、又は、地理的表示制度がなければ、例えば商標制度ですね、そういった海外のそれぞれの制度に基づいた申請なりをして登録されていただいて初めて保護されるという、そういうことになるわけでございます。

○儀間光男君 例えば、今はそうであっても、将来そういうことで海外で国際パテントを取らぬと海外へ進出していくときに弱しい、またいくつかの委員会でも言いましたけれども、オリジナル、種子、そういうものを国際パテントとして取っておかぬという模倣品いっぱい出ます。制限利きませんよ。そういうことで、是非とも将来にわたって早い時期に世界の特許を取っていただきたい、こう思います。

例えば、いつかの委員会で言いましたが、これは食品ではありませんけれども、私が浦添市長時代に、平成十八年だったんですけども、桑を育てて蚕を養い、繭を巻かせて糸繰りをさせて、染色して織物、そしてマケットという、よく言う川上から川下、ラインでやつたんですが、これは私、浦添の市が特許庁に申請をして商標登録をさせていただきました。浦添市のうらそえ織という商標があるんですね。これ、今織物団体に無償貸与して使ってもらっているんですが、例えば市町村において食品に類する、市町村が商標を持っている、こういう例があれば示していただきたいし、それは今度の扱い等は今説明のあつたとおりでよいのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山下正行君) 先生、市町村が持っている商標とかですけども、ちょっと今ここに資料がございせんので即座には答えられないんですけれども、仮に市町村が商標登録をされているといった場合も、その市町村の承諾があれば地理的表示の登録に載ることは可能だと考えております。

○儀間光男君 可能。

○政府参考人(山下正行君) はい。

○儀間光男君 何か少し自信なさそうですが。お調べいただいてしっかりと後日答弁をいただきたいと、こう思います。

市町村財政を、一般財源をつくるには、こういうのは非常に大事なことです。だから、物によっては市町村に皆さん指導して促進した方がいいと思うんですね。そういうことで提言をさせていただきます。

地理的表示保護制度は、その品質を国が保証して、国がその不正も取り締まるものですから、一度登録されれば、その登録された基準に合わないものは取締りの対象にならないというふうに理解します。したがって、この登録の手続は透明性や公平性をきちつと確保して慎重に行われる必要があると思います。不適切な申請内容のものについては、それらを適切に排除するだけの専門性と知見が必要だと考えます。

このようなかに対処するため、登録の審査に当たっては第三者からの意見書の提出手続が法律上措置されているほか、専門の知見を備えた学識経験者や意見を聴取るシステムを設けていると思われませんが、この学識経験者の意見聴取手続は具体的にどのようなプロセスを経て行われるのか、また具体的にどのような者を想定しているのかを伺いたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

この地理的表示の登録の審査に当たっては、審査の公平さを確保するために、先生言及ございました、学識経験者の意見聴取手続を設けているところでございます。

具体的な聴取手続につきましては現在検討中でございますけれども、産品ごとに求められる知見が異なるわけですので、学識経験者についてリストを作成し、産品の登録申請があつた段階でその中から必要な学識経験者を選んだ上で、集めて、一堂に会した形で意見聴取を行う方向としたいと考えているところでございます。学識経験者としては、産品の生産、流通に関係する者、

また各般の産品や地域ブランドの実態等に専門的知見を有する者、さらには知的財産法に知見を有する者といったような方々を想定しているところでございます。

○儀間光男君　ありがとうございます。

それでは次に、地理的表示保護制度の特に重要なポイントと私は思っている品質確認に関する事項を少し尋ねたいと思います。

本制度と似たような制度として存在する商標制度との相違点についてお尋ねしたんですが、最も大きな違いは、地理的表示保護制度は品質基準が導入をされる、義務化されることとの答弁を得ました。本制度は、国の品質保証を行うことから、まさに品質管理が本制度の命になるであろうと思います。しっかりとこは管理せぬといかぬと思います。

地理的表示制度の登録を受けようとする生産者団体、あるいは登録を受けようとする特定農林水産物の生産方法、特性を定めた明細書と生産行程管理業務規程を申請書に添付することになっておりますが、この生産行程管理業務規程に生産者団体が行う品質の確認の方法が記載されると理解をいたしております。ここにどのような内容が記載されるというようなイメージをお持ちなのか。適正な品質管理の担保の観点でそのイメージづくりは大事だと思います、説明の上からも。

そこで、伺いたいんですが、この品質確認のための生産者団体の定める規程とは具体的にどのような内容をイメージしているのか、また、農林水産省はそのガイドライン的なものを別枠で示していくのかどうか、その辺、お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(山下正行君)　お答え申し上げます。

本制度においては、生産者団体は登録の申請に当たって生産行程管理業務規程を提出することとなっております。この生産行程管理業務規程とは、産品について明細書に記載された生産方法やこの品質が守られているか生産者団体が確認を行

うための、いわゆる生産者団体の業務の方法書であると考えております。

例えばということですが、例えばリンゴについて、その生産方法や品質について、明細書で無袋栽培、袋なしですね、それから糖度十二度以上といったものに限定すると定めた場合、無袋栽培であることの確認方法として生産者団体の職員が圃場を巡回して確認することですか、糖度の確認方法として生産者団体が保有する光センサーの糖度検査計を使用すること、またそのサンプリングの頻度を定めること、こういったこと、それから、さらには、明細書に沿った産品であることの確認方法としてロットごとに仕分けを行い記帳するといったような、こういったことを記載することを想定しておるところでございます。

なお、本法案の円滑かつ的確な実施を確保していく上では、地理的表示の登録基準が事前に予見できることが望ましいわけですので、登録の審査に当たってのガイドライン、これを示すことを検討しております。その中で、生産行程管理業務規程の記載事項についてもその対象とする方向で検討してまいりたいと考えております。

○儀間光男君　品質管理に対すること、あと一つ聞きたいと思いますが、本法律に基づく地理的表示保護制度では、品質は国が保証し、国が取締りをする。したがって、登録に当たっては手続の透明性、公平性を確保することが大事であるということとは先ほど言いましたけれども、しかしながら、本法律案では、申請者たる生産者団体が自ら品質を確認する規程も定めて品質確認を行うとしております。要するに、そもそも生産者団体にこれを行うところの知見、こう言っちゃ失礼かも分かりますが、知見とか機材とか設備とか、そういうものが必要になってくるであろうと思うんです。

このような観点から踏まえて、生産者団体には自ら品質確認を行うためのいわゆる知見、技術、設備あるいは機材等々、あるいは団体のそれに対する財政的負担などなど、どうお考えでいらっ

しゃるのかを伺いたいと思います。この負担が生産者の生産に大きなコストとして乗っていかないかどうか、その辺が気になるところであります。が、伺いたいと思います。

○政府参考人(山下正行君)　お答え申し上げます。

現在、地域ブランド産品で品質基準を定めているものについては生産者団体が品質確認を行って、いる例が多く存在しており、仮にそれらの産品が地理的表示登録された場合には、生産者団体自らが品質確認を行うことは十分可能ではないかと考えております。

明細書に定める品質基準の原案、この原案については地域が話し合って定めることになるわけですので、生産者団体が客観性を持って確認できる基準が定められることとなる考えられ、その能力を超えるものが定められることはないのではないかとこのように考えております。

○儀間光男君　次に、大臣にお答えをさせていただきたいと思いますが、有名レストランや有名ホテルのメニュー、それにおける原産地の偽装表示など、食に関わる多くの不正表示があつて後を絶たないような様相ですが、新しく導入する地理的表示保護制度において、不正を十分に見付け、あるいはその方法を把握されているのかどうか、その辺が対応として待たれるわけでございますけれども、結局、地域ブランド商品の保護はそういうことをきちつとやっていかぬと私は図られぬのではないかとこのように思っているんですが、その現状をどう把握されているのかについて伺いたいと思っております。

本制度の導入に伴い、不正使用に対する監視方法などの対応はどうなっているのか、あるいは国外において我が国の地名を冠した模倣産品が流通する事実があると先ほど二例挙げて聞きましたけれども、どのように対策をしていくのかを伺いたいと思っております。

○国務大臣(林芳正君)　この不正使用への監視でございますが、ほかの巡回調査を行っている行政

機関等と連携をしまして、まずは情報収集を図らなければならぬと思っております。また、一般の方々からやっぱこういう不正使用がありますよという申し出を受け付ける、これが中心になるものと思っております。不正使用についての申出の受付はメールや電話などいろんな情報提供に機動的に対応できるように通報の窓口を設けて、ここにいろんな情報をお寄せくださいと、こういう形でやっていくと。そういうことをやっていますよということが抑止効果にもなるのではないかとこのように思っております。

そういった意味で、厳格に不正使用に対応してきちつと制度が守られているということがこの制度の信頼に係る重要な部分だと、こういうふうにして、この地理的表示産品の登録状況、どれぐらいの登録になっていくのかということも踏まえながらしっかりと検討していきたいと思っております。

また、先ほど海外の模倣品対策について青森と青森の話をいたしましたけれども、まさに今、人気の裏返しと言っていると思いますが、便乗するための海外においての日本の地名を冠したケースが出てきておまして、先ほど申し上げましたように、商標出願、登録ということが実際に起こっているということでございますので、しっかりとこの問題に対応するために、先ほど申し上げましたように、平成二十一年度から、地方公共団体、農林水産業関係団体、弁理士、弁護士等による団体を組織しまして、なかなかお一人お一人の生産者や業者の方々、単独で対応できないような共同監視や偽装品に対する海外現地調査等、こういう取組を行っておりますので、先ほど申し上げたような効果も上がっておりますので、引き続きしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○儀間光男君　私、過去の職務上、中国福建省の泉州市と浦添市が姉妹提携をしておって、過去、毎年十二回行ったんですが、上海市場へ行きます

と、袖を引くおばちゃん、おじちゃんたちがおつて、何を言うかという、社長とか先生と言うんですが、社長、先生、完璧な日本品の偽物がありますよ、買いませんかと云うんですよ。完璧な偽物ってどういうことかよく分からないんですが、何であんな、偽物売らんだったら本物よつてうそをついて売らんのだ。そんなことを言うかといつたら、そう言っておかぬと取締りに掛かったときに捕まっちゃうって言うんですね。だから、私どもの製品は完璧な日本の偽物ですから、日本のもと同じようにしっかりとしていますよ、お土産に買わぬかと。こういうことが堂々とやれる市場なんです、中国は。

だから、しっかりとチェックをしていつて、今大臣答弁のあったように、情報の提供は非常にやりやすく、しなやかにしてもら。これが煩雑になると情報提供しようといつたてなかな大変だし、電話、メール、あるいは何らかの受付、こういうことで情報提供がしやすいような制度をつくつて、広報してつくつていってほしいと、こう思います。

最後になりますが、EUやアジア諸国などにおいても、今般成立を目指している特定農林水産物等の名称に関する法律案と同様の法律が存在しております。EUもアジアも、何百という国がこれに類似する制度をつくつて参加しているんですよ。輸出対象国の理解を得ることが最も重要だと思ひます。先ほども言いましたが、この法律の成立後、林農水産大臣、トップセールスしながら日本のこういう制度を大いにアピールして、海外との取引が促進できるように頑張つていただきたいと思ひます。御見解をお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 大変大事な御指摘をいただいたと、こういうふうに思ひます。
この制度は、明細書に適合すると確認された産品のみが地理的表示ができる、それから国が定めるGIマーク、これを使用できるということでございます。いまして、このマークが付されたものであれば一定の品質が備わっているということが国がお墨

付きを与えていると、こういうことになります。

先ほど局長からも答弁いたしました。輸出先国でこのマーク自体を商標登録するというところで、このマークをまねして、例えばフランスならフランスでこの日本のGIマークをまねしてやる。と向こうの商標法違反ということになりますので、このマークを登録した上で、このマークを付けた、何でもいんですが、さっきの青森でいうと、青森リングと云うのがもしGIだとすると、このマークと青森リングが両方付いているのは日本の政府が認めた日本の青森リングであるということがしっかりと分かっていると。ですから、中国がさっきの青森と云うのを出していつてもこのマークは付けられないわけでございます。マークをまねして付けたらフランスの商標法違反で捕まると、こういう仕組みでございます。そういった意味できちつと差別化をしていくということになるわけでございます。こういう登録申請の過程を通じて相手国における理解の醸成をしっかりとやっていくということが大事だと、こういうふうに思つております。

その先に、我が国と同様の、今委員が御指摘になつていただきましたような地理的表示保護制度を持つている国がございます。したがつて、相互にこの地理的表示を保護しようという協定、こういうものを締結することになりますと、先ほどのマークを商標登録せずとも、お互いの地理的表示保護制度の相互乗り入れによつて我が国の特産品のブランド価値が自動的に保護されることも可能となると、こういうことでございますので、そこまで視野に入れてしっかりとやってまいりたいと思つております。

○篠間光男君 この法律案が可決、成立して、これをもつて農家、農村が海外にシェアを求めて、マーケットを求めて大いに頑張つていくことを期待して、終わります。
ありがとうございました。

いて御報告いたします。

本日、行田邦子君が委員を辞任され、その補欠として山田太郎君が選任されました。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

最後になりますとかかなり重なつているところもありますが、確認の意味も含めて質問させていただきます。

まず、地理的表示法案についてですけれども、この法案の提出の意義について、まずは農林水産大臣、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(林芳正君) 我が国には、その地域の気候や風土を生かしたり、特別な方法によつて長年にわたつてその地域で生産されたりしてきた産品、こういうものが多く存在しております。これらの産品は高い付加価値を持つ地域ブランド産品として評価をされております。

これらの地域ブランド産品の中には、その名称を見ただけで産地と産品の特徴が分かるものがございます。これは、産地が長年努力を積み重ねて産品の特徴をしっかりと守り続けたことで、産地の名称と特徴が深く結び付いたためであると、こういうふうに思つております。

こうした地域の努力を国が評価をし、産品の名称を地理的表示として国が登録をして、地域共有の知的財産とすることで保護する、このことで生産者の利益の増進、それから消費者の信頼の保護、こういうものを図るために今国会にこの法律を出させていただいたところでございます。

○紙智子君 それでは、この法案の前に既に地域団体商標、これが二〇〇六年から導入されているわけですが、経済産業省の特許庁長官にお願いしたいんですが、この地域団体商標について、この制度の導入の目的について御説明をお願いいたします。

○政府参考人(羽藤秀雄君) 地域団体商標制度でございますけれども、これは、伝統的工芸品などの地域ブランドの名称について、商標権という独占的な利用の権利を与えることによって、ブラン

ドの育成に努力する地域の事業者組合などがブランドの評判に便乗するいわゆるまがいもののようなものを排除をし、当該地域ブランドの信用を維持強化をする、そして、そのことが産業の発達に寄与し、併せて需要者の利益の保護に資する、このような観点から、当該地域ブランドの信用の維持強化といふことの取組を応援するという、こういう目的で、今お話ございましたように、平成十七年の商標法改正によつて導入をされ、平成十八年に施行されたものでございます。

○紙智子君 それでは、今お話あったように、この地域団体商標の実施状況、配られておりますけれども、これを私も見せていただきました。

それで、見ていきますと、例えば北海道では、小川委員や徳永委員、横山政務官も北海道なので大体身近な話になるわけですが、北海道でいうと、この中に登録されているのが、十勝川西長いも、それから鶴川ししゃも、豊浦いちご、はまばい昆布ししゃも、それから大正メークイン、大正長いも、大正だいこん、苦小牧産ほつき貝、幌加内そば、虎杖浜たらこ、それからほづめメロン、大黒さんま、めむろごぼう、それからめむろメークイン、十勝和牛、北海道味噌、東川米、これは先ほどありましたけど、びらとりトマト、それから十勝若牛、いけだ牛、釧路ししゃも、北海道米などがこの地域団体商標を受けていて、それぞれ地域農協や漁協などが申請者となっております。これによつて、地域ブランド名ということで保護されているわけですが、これだけ地域団体商標が浸透しているという中で、今回、この地理的表示が積極的に受け入れられるかどうか、ネットワークになるというか、スムーズに申請になるかどうかというふうなところをどうにか考えていますか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。
紙先生御指摘のとおり、既にこの商標法に基づく地域団体商標制度が存在しているわけでございます。しかしながら、我が国の地域団体商標制度

では、商標登録の際、製品の品質基準の登録、品質の確認までは求められておらず、一定の品質基準を満たすものを保護する、そういった制度とはなっていないというふうに理解しております。また、この地域共有の知的財産である地域ブランド製品の適切な活用を図るためには、一定の品質基準を満たす地域内の生産者であれば誰でも地理的表示を使用可能とすることが望ましいわけですが、これも、この地域団体商標制度は登録権者にのみ商標使用を認める制度でございます、そういった要請に対応するものとはなっていないというふうにこれも理解しております。

このような状況の下で、我が国の農林水産業の強みである品質やブランド価値を守り、攻めの農林水産業を展開していくためには、地域ブランドをより強力に保護していくための制度が必要である、かような考えから本制度を導入することとしたわけでございます。

○紙智子君 ちよつと今、早口にばあつとしゃべっておられたんですけども、要するに、地理的表示は地域団体商標がカバーできていない当該農林水産物の品質を保証する機能が一つはあると。権利侵害に対しては自ら訴訟などの負担なくブランドを保持できるという点、それから地域的な表示を地域共有のものとして使える点をカバーしているんだということで、この法案を使って申請するメリットがあるんだということです。それで、品質の確保のための生産行程管理業務というのは、これ生産者団体が自ら行うことになつていくということだと思います、次に聞きたいのは、生産者団体が自ら行うことは負担感が強いんじゃないかなと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。我が国の地域ブランド製品の中には、生産者団体が自ら品質基準を取り決め、品質管理を行うことでブランド価値を高めているものも多く見受けられるとございます。また、地理的表示の

登録を受けた製品は、その生産方法や特性が産地と結び付いている必要があることから、その品質管理については生産者団体自らが最も知見を有していると考えております。このような実態を踏まえ、多くの地域ブランド製品について、本法案に基づく生産行程管理は既に実施している品質管理の延長線上にあるものと考えられることから、本制度の導入に当たってそれほど追加的な負担が生じることとはならないものと考えております。

○紙智子君 追加的な負担は生じないんじゃないかというんですけども、いや、本当にそうなのかというふうに思うんですね。例えば、北海道米で見た場合に、お米で見た場合に、北海道米のブランドはありますけれども、今の地理的表示でいうと北海道米の品質が変わっていくわけですね。例えば、一等米で粒の大きさが何ミリ以上の品質とする場合に生産行程管理業務はどのようなものか。これはどうですか。

○政府参考人(山下正行君) 北海道米の事例を生産者挙げられましたけれども、この北海道米につきましては、商標権者であるホクレンにおいて、きさらし三七、それからふっくりんこやおぼろづきなど、こういった約二十の品種について、生産者とJA、ホクレンが一体となり進めている、安全、安心を確保するための取組である北海道米あんしんネットに定められている統一栽培基準や残留農薬の基準を守って生産されたものがその名称を使用できることとされていると承知しているところでございます。

この地理的表示の登録申請に当たり定める必要のある生産方法や品質等の基準につきましては、地域で議論をして合意形成いただくことになるわけですが、仮に現在のよう内容の基準のみを定めるとした場合、登録された生産者団体は、生産者に栽培履歴を記録させ、また、これらの栽培履歴の確認や、残留農薬試験の実施により基準が遵守されているかを確認することになるのではないかと考えております。

○紙智子君 そうしますと、今、生産行程管理業務ということでしょうか、これは、今言われた点でいうと、ちよつともう一回言っていただけですが、どういう作業を、業務をすることになるのか。

○政府参考人(山下正行君) 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、生産行程管理業務という、この事例に即して申し上げますと、例えば、生産者に栽培履歴を記録させ、また、これらの栽培履歴の確認や残留農薬試験の実施と、こういったことが確認業務になるのではないかと考えております。

○紙智子君 その品質保証についていえば、例えばEUの場合だと、公的機関又は独立した第三者機関が確認する仕組みになっているわけですね。

やはりこの品質保証の客観性ということから見ても、将来的に言えば、今はまだそうなんじゃないわけですが、将来的には、そういうEUのやっているような方向性に向っていかないといけないんじゃないかと思うんですけども、この点はいかがでしょう。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

我が国の地域ブランド製品の中には、生産者団体が自ら品質基準を取り決めて品質確認を行うことでブランド価値を高めているものが多く見受けられること、また、地理的表示の登録を受けた産品は、その生産方法や特性が産地と結び付いている必要があることから、その品質確認については生産者団体自らが最も知見を有していると考えているところでございます。

このような実態を踏まえて、先生おっしゃいましたEUのような第三者機関が品質管理を行う仕組みではなく、生産者団体が品質管理を行うとともに、国がその品質管理の体制をチェックすることにより、品質確認の効率性と客観性とを両立させ、産品の品質が公的に保証される仕組みとしたところでございます。

今後、本法案が成立した後は、品質確認の仕組みについて、これは将来的ことになりましたけれども、施行の状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○紙智子君 生産者団体が自分たちで品質の評価をして国が助けるという形になっているんだということなんだけど、EUのような体制がないことで、言ってみれば、その体制がない分、安上がりでできるという面はあるんだと思うんですね。そのことが信頼性の確保という点では弱点を持ったものになつてしまわないかということもあるんじゃないかと、そういう心配というのはどうでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) これは、先生おっしゃいますように、第三者機関によって確認するというのが信頼性があるのではないかと、ことごとございまして、これは生産者団体が確認すると、それで、生産者団体がもし仮にそれを不正を働くといったことになりましたと、これは生産者団体取消しというよう措置もございまして、そういった措置も含めて国がしっかりと、何といたしますか、監視をしていくということをやつていきたいと思つておりますので、現在この制度は生産者団体が品質確認をするということにしておりますので、この施行の状況を見ながら、今後、将来的には必要に応じて検討したいと思つております。

○紙智子君 施行の状況、この後の実際始まった状況を見てということでもあると思うんですけど、やっぱり運用が始まってからいろいろトラブルが起こつたり、ちよつと想定していなかった問題が起きていることだつてあるわけですから、そのところは是非状況を見ながら、一番やっぱり望ましいのはEUのようにちゃんと体制を取つてやっていくというところにあると思うので、是非そういう方向になるように要望しておきたいというふうに思います。

それから、既に地域団体商標を登録している方々が今回地理的表示を新たに申請するというこ

とが想定されるわけですが、地域団体商標を登録している方々が今回の地理的表示の申請をするということは当然可能だということも先ほどやり取りがあったわけですね。

それで、その申請の際の注意点がなくどうか。これは農水省さんにもそのことについて触れてほしいですし、それから経済産業省にもそのことをちゃんと触れていただきたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、地理的表示の登録を受けようとする産品について既に地域団体商標が登録されている場合は、その産品の商標権者自らが申請する場合又はその商標権者から承諾を受けた場合に限りこの地理的表示の登録を受けることができるということでございます。

注意点ということでございますけれども、地理的表示の登録後は、言わばこれが地域の共有の知的財産ということで、従来の商標権者に限らずその生産の方法等の基準を満たす地域の生産者全体が使用できることになるという、こういったことに相なるわけでございますが、その点について留意をしていただく必要があるというふうに考えております。

○政府参考人(羽藤秀雄君) 今御答弁がございましたけれども、地域団体商標制度、これは商標法に基づく制度であります。そして、商標法に基づき制度においては、例えば品質の管理につきましても、商品の品質等の審査であるとか検査というのを国が行うことはありません。また、そういう意味での国による取締りということもございません。

ところが、地理的表示保護制度におきましては、先ほど来御議論ございますように、生産者団体が品質管理の確認を行うとともに、国が品質確認の体制をチェックするという形で品質等に関する規律がございます。したがって、私ども経産省、特許庁の視点から申し上げますと、品質等の維持向上という非常に重要な課題についてこ

の申請時に地理的表示保護制度における規律というものをしっかりと満たす、これがまず何よりも重要な留意点ではないかというふうに考えております。

○紙智子君 それでは、次に行きますけれども、今回の地理的表示法案は、知的所有権としてTPPやEUとのEPA交渉とも絡んでくる問題だというふうに思います。

それで、米国とEUとでいいますと、この地理的表示についての考え方が異なっているというふうに思っていますね。その点、考え方の違いについて、ちょっと詳しく説明をしていただきたいと思

います。

○国務大臣(林芳正君) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、いわゆるTRIPS協定でございますが、この地理的表示の保護を求めているんですが、具体的にどうやってやるか、これは各国に応じた制度設計がなされておまして、EUのように独立した保護制度を設けて、先ほどちょっと申し上げました赤いマークと青いマークと分けて、委員がさっき御指摘になったように、きちっと第三者の機関を置いてしっかりと監視をするという国々もあります。一方、よく新大陸とい

います、アメリカや豪州のように商標制度の中でそういう国内担保措置を行っている、こういう国もある、こういう状況でございます。

○紙智子君 今、米国について言うと、商標法の中に位置付けるといふような話がありました。EUはそうじゃないということも話があったんですけども、今回、日本が作っている地理的表示法案でいうと、どちらかというとEUに近い法体系になっているわけですね。仮にEUからカマンベール・ド・ノルマンディー、チーズですけれども、これを地理的表示として指定を求められた場合には、これは当然指定することになるわけですよ。ちゃんと確認します。

○国務大臣(林芳正君) 本制度は内外無差別というところでございますので、例えばカマンベール・ド・ノルマンディーとかパルミジャーノ・レッジャーノと、こういった海外産品について、我が国の産品と同様に要件を満たすものについては保護対象となり得る、こういうことになっております。

このため、海外からの登録申請についても、適正手続を確保した公平な審査を経て、本制度に基づいて農林水産大臣の登録を受けることを可能としたいところでございます。

○紙智子君 当然、これは指定されるということになる、登録されるということですね。そうしますと、米国政府はカマンベール・ド・ノルマンディーなどは、これは保護対象にすべきでないという考え方がございますね。日本政府とも考え方が異なっていることになるわけですね。

現在行われているTPP交渉でも、知的財産の交渉分野でこの地理的表示が検討対象になっていると思うんですね。仮に米国が主張している証明とされているものがTPPの中で導入されたら、今回の地理的表示法案もこれは修正を余儀なくされることになるんじゃないかと思うんですけども、この点いかがですか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) このTPP交渉においては、地理的表示も含めた知的財産分野についての議論が行われている、よく言われている二十一分野のうちの一つが知的財産でございますので、そこで議論が行われているということでございます。

具体的な中身についてはお答えは差し控えさせていただきますが、この交渉がどうなるかということにも関わってきますけれども、TPP交渉においても、今般の地理的表示制度を基にして適切に対応してまいりたいと思っております。

○紙智子君 適切に対応してまいりますよ、ということ、これは重大な問題だと思っております。実際上は、中身は言えないけれども交渉されているわけですよ、話がされているわけですよ。

私、実は、去年の十一月だったと思いますけれども、予算委員会が決算委員会だったかと思いま

すけれども、質問で取り上げたんですが、二〇一三年の十一月に、インターネット上でTPPの内部発表サイト、ウィキリークスというところが情報を、TPPの知的財産権に関する議論の中身というふうな情報が出回ったんですね。そこで、文書の中で、地理的表示について、EU、欧州連合が対外交渉で強く主張している、しかし、米国は消極的で、TPP交渉の中で徹底的に骨抜きにしようとする各国に働きかけている姿が文書から浮かんでくるというふうな指摘しているわけですよ。

米国の主張は、食品分野の知的財産保護は、登録商標を基本に据え、地理的表示は二の次にすべきということで、この主張に沿った文書にTPPの交渉の中ではなっているというのを指摘しているわけですね。

この点、政府としては、外に中身は明かせないと言ったけれども、こういう議論がされている、そういう文書があるということが一方で言われているわけですが、これどうするのかと問われてくると思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) 一度この委員会でもウィキリークスでしようか、問合せがあつて、それはそういうものはないという、本物でないというふうな御答弁を申し上げたという記憶もございまして、いずれにしても、まだ交渉途中でございます。

それから、EUの保護制度と日本の今回御審議いただいている制度、全く同じということではないわけでございますが、EUの地理的表示保護制度を参考にしながら、そしてなお、今お話があったように、今新大陸アメリカとEUの間でいろいろ議論があると、こういう国際的な議論にも十分配慮しながら設計をしておるところでございます。そういう意味で、この法律が成立した場合には、この表示制度を基に国際交渉の相手方とも連絡を密にしながら対応してまいりたいと思っております。

○紙智子君 これはやっぱり、いや、そういうこ

とはあるでしょうけれども進めますという、簡単にいい話じゃないかなと思うんですよ。

やっぱり、TPPには、EUは入っていないわけですね、EUは入っていないと。だけど、日本とEUとは貿易上の交渉をいろいろやっていて、特にEUに対しては日本側から車も出していきたいと。そういう点では、EUが求めているような今回のこの表示についても要望に沿っているか、やらなきゃいけないということもあり、この間進めてきたんだと思うんですよ。EUでできているものを参考しながら、こういう日本におけるものをつくってきたんじゃないかなと思うんですよ。

それが、TPPの交渉の中で、TPPは、EUは入っていないけれども、アメリカが主導して各国に対してアメリカの言ってみればルールに基づく中身でやれよという話になってきているという中で、これも、今TPPも早く妥結しなきゃいけないんていうことを安倍総理は言っているわけだけれども、これは大変なことだと思うんですね。変えなきゃいけなくなるんじゃないかと思うし、それから米国の大統領貿易促進権限法案、これも予算委員会でも議論、質問しましたけれども、TPP法案ですね、これも、向こうの、アメリカで出しているTPP法案の中身を見ると、ここにいろいろと書いてあることを見ると、ここでも地理的表示が米国販売に障害をもたらさないようにということが入っているわけですよ。

そうすると、これ、交渉途中で明かせないと言われども、どっちにしたって日本は対応を求められることになると思うんですけども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) まず、基本的な認識として、なぜ地理的表示保護制度を日本でやるかというの、通商政策上の理由というよりは、先ほど私が先生の御質問に答えて冒頭申し上げたように、やはり農業者の所得を向上していく、地域で培われたブランドをきっちり保護していくために

に、我が国の利益と言っていると思いますが、そのために必要であるということであるということでございます。

したがって、法案が成立した暁には、これは我が国の制度ということでございますから、これは当然この設計をするときには、先ほど申し上げましたようにEUの表示保護制度も参考にさせていただきますけれども、同時にこの地理的表示をめぐる今御指摘があった国際的な議論、これにも十分配慮しながら仕組みを設けてきたところでございます。

したがって、しっかりとこの保護制度、法案が成立すれば我が国を守るべき立場ということになろうかと、こういうふうに思いますので、日・EUのEPAの交渉、既に始まっておりますし、TPPも同じように始まって、並行してやっておりますわけでございますから、双方の国際交渉にしっかりとこの地理的表示の保護の仕組みがある我が国の立場を主張してまいらなければならない、こういうふうにも思っております。

○紙智子君 もう一つちょっと紹介しておきたいんですけれども、アメリカとEU間のFTA交渉開始と、アメリカ・EU高級作業部会最終報告書というところで、英城大学の准教授の方が、荒木先生という方がいろいろ論文書いていて、それを読んでみますと、こう書いてあるんですね。

地理的表示保護の在り方こそが、米・EU間の最も大きな相違であることは米韓FTAとEU・韓FTAの規定から明らかであって、EU側が極めて強い関心を持つ、重要な知的財産権上の課題の一つであることも明らかだというふうに書いていて、G1、地理的表示法ですね、G1につき、米韓FTAではこれを商標として保護対象たり得ることを確認するのみであり、米韓のFTAではとにかく保護対象たり得ることを確認するのみということになっていて、それ以外の定めはない。他方、EUと韓国のFTAでは、このG1に関する詳細な定めを商標に関する定めとは別個に多数設けている。特筆すべきは、EU・韓F

TAがTRIPS協定上はワインとスピリッツのGIのみに与えられている強力な保護をその他の食品や農産物のGIにも及ぼしていることであるというふうにも言っている、だから、それぞれの交渉の中であって、そういうふうにはつきりと、一番そういう意味ではEUとアメリカとの間の対決部分でもあるということ言われるぐらいの知的財産権のところという非常に大きな問題なんだと思うんですよ。

ですから、今成立した暁にはという話もあるんですけども、やっぱりこれ、この間、日本とEUとのEPAについても言えることだと思うんですけども、二〇一三年に日本とEUとのEPA交渉に際しては、EUのザイミス通商部長が、日本との経済連携協定交渉の中で最も重視しているものの一つが地理的表示保護をしっかりと行っていることだというふうに明言していたわけで、この法案で言いますと、EUも今回日本がこうやっているということ歓迎しているというわけですね。

EUは、やっぱり、日本が今こういうのをつくっているということについては歓迎しているんですよ。ちょっと確認したいと思えます。

○国務大臣(林芳正君) ちょっと御通告がなかったで記憶をたどりながらになりますが、基本的には、こういう制度が新しく法律が提出されてくるようになっていくということについては、歓迎という言葉だったかどうかあれですけども、そういうことだったと思えますが、中身を詳細に見ますと、先ほど申し上げましたように、EUの制度と我が国が今御提案している制度と全く一緒ではございませんので、その辺の違いについては若干リザベーションみたいなものがまだ残っているということだったというふうに記憶をしております。

○紙智子君 違いはあったとしても、やっぱりこの間の流れからいうと、そういうことだったと思うんですけども。結局、TPP交渉の結果次第ではこの法案の修正をせざるを得なくなるんじゃないかと。

ないかと。当然、EUとのEPA交渉にも影響を与えていることになるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) 確かに、新大陸とEUの間で特によく例に出されますのは、バドワイザーというビールがございしますが、これはチエコのビール産地のブドウアルというところがあるらしくて、そこから出てきた語源だという話もあって、それから、イタリアのパルマ産チーズがパルマザンということになっているというところで、これもこういういろいろな例が挙げられております。

そういう議論があるということは、先ほど申し上げましたように我々はしっかりと把握をしておりますので、その国際的な議論にも十分配慮しながら今回の設計をさせていただいたということでございます。それから、法案が成立して我が国の制度となりますれば、それは我が国の利益を守るための制度であるということで、その立場でしっかりと交渉すると、こういうことになろうかと思えます。

○紙智子君 今回の法律に関わつての、TPPとの関わりということを変更して紹介させていただきましたけれども、やっぱりこの間、TPPをめぐることも、四月に閣僚の会議があり、五月も大筋合意にも至らずということがあり、国内においては衆参でやっぱり本当に公約としてきた決議があるわけですね。決議をちゃんと守ると、林大臣も踏まえて、国益になるようにと。当然その中には、重要五品目を守るということや、医療の問題やその他の問題も含めて約束してきていることがあるわけですよ。

それをやっぱりあくまでも貫くということと併せて、今回のこの法律をめぐっては、こういう形で今国内で決めたとしても、結局もしTPPに日本が参加することになっていった場合には、そっちが優先されるということになるわけで、せっかくこの決めたことがやっぱり根本から変えざるを得ないということになるんじゃないのかと。それは日本の主権ということから見たときにどうなの

かというふうに思ふんですよ。

改めてそのやっぱり立場といいますが、私はTPPについてはあくまでもこれはもう参加すべきでない、撤退すべきだということを繰り返して申し上げてきましたけれども、こういうことまで影響するんだということを改めて見たときに、やっぱりこれはもう国民にとっては百害あって一利なしだというふうに思っているわけで、撤退すべきじゃないかとあえて言わせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) いつその話になるかと思つておりましたが、まさに委員はいつもそういうふうにおつしやつておられますので、そういう前提で御質問いただいているんだろなと思ひながら先ほど来答弁をしておりましたが、まさに委員と私の立場が少し違ふのは、やっぱり交渉というのは我々のポジションを主張して、いかにこの我々のポジションを多く取るかということでごさいます。最初から相手の言うとおりに全部なつてしまふという前提に立つてしまふと、これは交渉の意味自体もなくなつてしまふということでごさいます。したがつて、これについても先ほど来繰り返して申し上げておりますように、法案が成立すれば、その法律の提出させていだいた元々の意義というものがしつかりあつて出させていだいていくわけでございまして、そういうものをしつかりと守っていくために、また決議も踏まえて交渉をしつかりとやりたいと思ひます。

○紙智子君 こういう地理的表示の問題をめぐつても深刻な影響も与える、そして国民にとつても何一ついいことがない、こういうTPPについては断固撤退を求めるということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(野村哲郎君) 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野村哲郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小川君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・結いの党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案に対する附帯決議(案)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服し、本来の活力を取り戻すためには、農林水産物・食品に関する地理的表示保護制度を確立し、生産業者及び需要者の利益の保護を図ることが喫緊の課題となつていく。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地理的表示保護制度の導入に当たつては、それぞれの地域においてその効果的な活用が

助長されるよう、生産業者、生産者団体等による地域ブランドの確立に向けたこれまでの取組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び内容はもとより、既存の地域団体商標制度等との相違点及び制度の役割分担等について周知徹底を図ること。

二 地理的表示の登録に係る明細書の作成に向けた地域における合意形成の重要性に鑑み、円滑な合意形成に向けた支援を行うこと。

三 国による登録業務が迅速かつ公平に行われるよう、地域の様々な特性に由来した品質等を備えた農林水産物・食品をめぐる事情とともに、知的財産に係る高度な知見を有する人材を育成・確保する等、審査体制の整備を図ること。

ること。

四 登録を受けた特定農林水産物等の品質に係る信頼性の確保を図るため、登録生産者団体による実効ある品質管理が実施されるよう、適切に指導・監督を行うこと。

五 地理的表示及び標準の不正使用に対し、実効ある取締りが機動的に行われるよう、通報窓口の設置を含めた効率的な監視体制の整備を図ること。

六 地理的表示保護制度の活用を我が国の農林水産物・食品の輸出促進対策の重要な柱として明確に位置付け、輸出促進のための総合的なサポート体制を強化するとともに、海外における農林水産物・食品の模倣品への対策を充実・強化すること。

七 本法の施行状況に係る検討については、特定農林水産物等の登録の状況、生産業者及び需要者の利益保護の状況はもとより、諸外国における地理的表示保護制度の導入状況とこれらが我が国に与える影響等も踏まえ、適時適切に実施し、その結果に基づき、十全の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野村哲郎君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野村哲郎君) 全会一致と認めます。よつて、小川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林農林水産大臣。

○国務大臣(林芳正君) ただいまは法案を可決い

ただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(野村哲郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業予算を抜本的に増額し、食料自給率向上を目指すことに関する請願(第二二八二号)

第二二八二号 平成二十六年六月五日受理

農業予算を抜本的に増額し、食料自給率向上を目指すことに関する請願

請願者 京都府向日市 千脇正子 外四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第七〇四号と同じである。

平成二十六年七月三日印刷

平成二十六年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C